

平成25年6月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

10番	堀岡敏喜	11番	炭竈ふく代
-----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	山田英夫	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹
総務部次長兼 防災安全課長	伊藤久幸	民生部次長兼 健康推進課長	服部誠
民生部次長兼 福祉課長	前野幸代	民生部次長兼 介護高齢課長	佐野隆
開発部次長兼 商工観光課長	服部保巳	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	渡辺安彦	教育部次長兼 生涯学習課長	八木春美
監査委員 事務局長	松川保博	財政課長	石田裕幸
秘書企画課長	山口精宏	税務課長	伊藤好彦
収納課長	山守修	市民課長兼 鍋田支所長	平野進

十四山支所長	花井明弘	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	総合福祉センター 所長	佐野隆
児童課長	渡辺秀樹	農政課長	半田安利
土木課長	橋村正則	都市計画課長	竹川彰
学校教育課長	立松則明	図書館長	奥田和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤邦夫	書記	佐野智雄
書記	浅野克教		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日より及び明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁をされる皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、堀岡敏喜議員と炭竈ふく代議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず炭竈ふく代議員、お願いいたします。

○11番（炭竈ふく代君） 皆様、おはようございます。11番 炭竈ふく代でございます。

それでは、通告に従いまして、1点目に期日前宣誓書の簡素化について質問をいたします。

昨年12月16日に衆議院選挙が行われました。また、本年7月には参議院選挙がございますが、投票日当日にさまざまな理由で投票に行けない方々の期日前投票の利用者がふえていると聞き及んでおります。

本市における期日前投票の方法については、期日前宣誓書に期日前投票の事由、氏名、住所などの必要事項を記入し、投票所の職員に記入済みの宣誓書を渡し、選挙人名簿の照合を受けて、投票用紙が交付され、投票が完了いたします。こうした様式について、どうも期日前投票に行きにくいという有権者の方々は、受け付けの手續に煩わしさを感じたり、中には、投票所の雰囲気や職員の前での書き込みに緊張するといった声をお聞きします。高齢者や障害を持つ方にとってはさらなる御負担を強いることになるのではないのでしょうか。

このような事態の解消を図るため、何点かお尋ねをいたします。

初めに、期日前投票を利用する方が増加の傾向にあるように思いますが、弥富市におきましての昨年12月の衆議院選挙を初め、ここ何年か、何回かの選挙におけるそれぞれの投票率をお示しいただき、またそれぞれの期日前投票者数とその利用率についてお聞かせいただき

たいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） おはようございます。

御質問いただきました期日前投票の動向につきまして、過去3年間に行われましたもろもろの選挙の投票率及び選挙の内訳として、期日前投票を利用された方の投票者数、投票率、期日前投票の利用率を御答弁させていただきます。

平成22年7月11日執行、参議院議員通常選挙におきましては、投票率59.63%、内訳として、期日前投票の利用者3,623人、投票率10.46%、利用率としては17.54%になります。

続きまして、平成23年2月6日執行、愛知県知事選挙におきましては、投票率51.67%、期日前投票の利用者は2,656人、この投票率は7.69%、利用率としては14.89%でございます。

23年4月10日執行、愛知県議会議員一般選挙におきましては、投票率49.54%、期日前投票の利用者としましては2,302人、この投票率は6.68%、利用率は13.48%でございます。

24年2月12日執行、弥富市議会議員一般選挙におきましては、投票率58.27%、内訳として、期日前投票の利用者は3,062人、投票率は8.89%、利用率15.26%でございます。

平成24年12月16日執行、衆議院議員総選挙におきましては、投票率59.85%、期日前投票利用者は3,463人、この投票率は9.95%、利用率16.63%でございます。最近の動向といたしましては、期日前投票の利用率は増加傾向にございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 期日前投票の利用率が増加傾向にあるということで御答弁をいただきました。

次に、より市民に利用されやすい期日前投票のあり方について質問いたします。

全国的にも期日前宣誓書をあらかじめ事前に記入ができるよう、入場券の裏面に期日前宣誓書を印刷し、事前に配付をしている自治体がふえていると報道もされております。

私は、以前より議会質問でこの様式の導入を要望してまいりました。宣誓書を事前に配付することにより、投票者においては、投票所で記入するという手間を省くことができ、さらには、住所確認などの職員の事務も軽減されるなど、効果も大きいと思います。

県内の幾つかの自治体でも導入をされていますし、名古屋市を初め、近隣市町では既に津島市や愛西市、また蟹江町もこの方法を取り入れており、有権者の皆様に大変喜ばれているとお聞きしております。

いよいよ選挙運動時におけるインターネットの使用も解禁される中、公職選挙法の改正など、選挙制度が変わる節目ともいべきこのときに、本市におきましても、住民サービスの向上を考慮し、投票入場券の裏面に宣誓書の様式を印刷する方法をぜひとも導入すべきと考えますが、いかがでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

炭竈議員にお答えをさせていただきます。

期日前投票の宣誓書の様式の件についてでございますが、先ほど担当課長から、最近の選挙における期日前投票の進捗状況について御報告をさせていただきました。

最近になって、非常に選挙に対する関心等も深いわけでございますけれども、非常に期日前投票をされる方が多くなってまいりました。また、選挙管理委員会の考えといたしましても、各選挙の投票率を高めていくという目標があるわけでございます。こうした考え方において、私ども弥富市も期日前投票の受け付け手続の簡素化については従来から進めてきたわけでございますが、期日前投票が市役所1カ所というような状況もございまして、大変混み合う場合もあるわけでございます。

本市といたしましても、7月に行われる予定の参議院議員の通常選挙から期日前投票の宣誓書の様式を投票所入場券の裏側に印刷する方法を導入してまいります。有権者の利便性の向上に努めていきたいというふうに思っております。投票所におきましては、氏名と生年月日を記入していただき、宣誓書の該当項目についてチェックをしていただくという形で簡素化を図っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま市長より、この7月の参議院選挙から導入をされるという御答弁をいただきました。投票率アップにもつながると思いますし、また有権者の皆様にも大変喜んでいただけるものと思います。

続いて、その投票入場券の郵送方法についてお尋ねをいたします。

現在、有権者に対し、投票入場券を個々に郵送していただいておりますが、家族内でも到着日が違うケースがあり、例えば両親の入場券は届いたんだが、子供の入場券がまだ届いていないんですというように、同一世帯であっても到着日にばらつきがあることで、発送してもらっているだろうか、また投票日に間に合うだろうかなど心配になり、相談をお受けすることがあります。今後、こうしたことがないよう改善を図るべきと考えますが、市はどうお考えになりますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 投票入場券の送付方法について御答弁をさせていただきます。

選挙管理委員会では、議員御指摘のように、今日まで投票所入場券はお1人ずつはがきでお送りをしていまして、地域、世帯ごとに順番に並んだ状態でまとめて郵便局に持ち込み、家族内が同日に到着するように発送をしてまいりました。郵便局におきましても、地域、世帯

ごとに同日に到着するように作業をされておったわけなんですけれども、郵便番号を機械で読み取り、区分けをされる際に、自動分類されない、はじかれてしまう入場券はがきがあるようでした。その方の入場券はがきは手作業によって区分けをされますので、別便となり、同一世帯でも到着日が異なることがございました。

今後、このような御心配、御迷惑をおかけすることがないように、世帯ごとに入場券はがきを一つの封筒にまとめて入れ、発送するよう方式を改めてまいります。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 事前の宣誓書の配付の件や、ただいま御答弁をいただきました一つの封筒に入れるという郵送等、そうしたことに關することなどは、来月には選挙でございますので、どうか市民にわかりやすいように、選挙便りやホームページなどで内容を周知していただくことを要望し、次の質問に移ります。

2点目に、外国人への日本語教育について質問をいたします。

経済の国際化、グローバル化の進展に伴い、日本で生活する外国人が多くなっています。弥富市も多くの外国人の方の転出入や居住される方も多いかと思えます。それに伴い、就学前児童や小・中学校該当の児童・生徒数も多くなっていると思えます。

そこで最初に、弥富市内の外国人の状況についてお尋ねをいたします。

旧弥富町、旧十四山村が合併をした平成18年度と今年度、25年度の比較人数と、またゼロ歳から14歳までの就学前人口の比較についてお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 立松学校教育課長。

○学校教育課長（立松則明君） 炭竈議員の御質問の弥富市の外国人の状況についてお答えさせていただきます。

平成18年4月の合併時には、弥富市の人口は4万3,663名で、そのうち外国人の方が1,204名で2.8%でした。平成25年4月末現在での人口は4万4,576名で、そのうち外国人の方が1,193名で2.7%です。

ゼロ歳から14歳の外国人人口は、平成18年の118名から平成25年には131名にふえ、そのうち、いわゆる就学該当者の6歳から14歳の人数は60名から74名へ14名の増となっています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 御答弁いただきまして、ことしの4月末現在の外国人の人数が1,193人ということですが、弥富市が合併してから7年がたちます。その間、多少の増減はあったかもしれませんが、市内の外国人全体の人数はほとんど変化がないようです。この間の日本のデフレ経済状況を考える上で、外国人居住者が減少するとも言われておりました。しかし、経済状況にかかわらず、外国人居住者の変化が少ないということは、市内で

は外国人の定住化が進んでいるものと言えるのではないのでしょうか。

このような状況を考えますと、弥富市は、日本人と外国人が協働して地域を支え合う多文化共生社会を目指していくことが必要であると思います。

国籍や民族などの異なる人たちがお互いの文化的な違いを認め合い、日本人と外国人が協働して地域社会を支えながら、ともに生きる、安心・安全で活力ある社会を目指すという理念かと思っています。

そこで、実現に向けた弥富市の取り組みについてお尋ねをいたします。

1つ目は、市では行政案内、行政サービスの手続文書について、外国語表記や外国語表記の文書を用意されているものもありますが、まだまだ不十分かと思っています。特に成人の外国人の場合、言語が不自由なことで必要な行政手続がおくれる問題だけではなく、価値観や文化の違いから来る行動が地域でのコミュニケーション不足につながり、地域で誤解が生じる大きな原因となっているのではないのでしょうか。

これらの解決策としましては、案内文書の外国語表記を拡大していくとともに、外国人自身の情報収集やコミュニケーション能力を高めるため、日本語講座などのサポートが必要かと思っています。

そこで、こうした問題に対し、本市としましてはどのように対応していかれますでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 立松学校教育課長。

○学校教育課長（立松則明君） 外国人への日本語教育についてお答えさせていただきます。

庁舎内の外国語案内表記については、他市の庁舎の状況を参考に、新庁舎の建設時に反映されると思います。

文書の外国語表記については、市ホームページでは英語とポルトガル語の表記がありますが、他の文書でも徐々に改善されてきています。

児童・生徒は、学校生活の中で日本語の理解力は向上してきていますが、保護者の日本語への理解力は、収入が主目的で、日本での長期の滞在を考えていないなど、困難な事柄が多いのが現状です。

日本語講座の開設につきましては、個々の外国人の考え、国柄にもよりますので、慎重に対応しなければならないと考えています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 日本語講座が難しいということであれば、外国人もターゲットを絞るとかで現況を把握し、また調査とともに、今後も実現に向けて取り組んでいただきたいと思っています。

続いて、教育現場の支援も切実な問題だと思います。日本語指導が必要な外国人の児童・

生徒数は、文部科学省の2010年度の調査によりますと、全国の公立の小・中・高校などで2万8,500人を数え、10年前の1.5倍に増加とあります。

国際結婚の増加に伴って、家庭で使う言語が外国語などの理由から、日本国籍でも日本語がわからない子供もふえ、2010年度は5,500人と、10年前の3倍になっていると報道がされております。

外国人の居住者数の増加に伴い、日本語で日常生活が十分にできない、または日常会話ができて学習活動への参加に支障が生じるなど、日本語指導が必要な外国人児童・生徒は本市においても年々増加傾向にあるかと思えます。小・中学校においては、教員と児童・生徒、また教職員と保護者との言語の違いによるコミュニケーション不足により、授業などにおける教育活動や家庭への連絡が円滑にできないなど、課題のある学校も見られるのではないのでしょうか。

先日、新聞報道で、一宮市ではことしの春から国際交流協会のボランティアの皆さんが外国人の子供たちのために寺子屋いちみんといった教室を開設し、学力向上に向けた学習支援を行っているということがございます。

そこで、学校区により対象生徒数の違いなど、地域により実情はさまざまであると考えますが、本市において、外国人児童・生徒の日本語指導については、教育委員会はどのような対応を行っているのか。小・中学校の現況を含めて、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（佐藤高清君） 立松学校教育課長。

○学校教育課長（立松則明君） 教育現場における外国人児童・生徒への対応についてお答えさせていただきます。

外国籍の児童・生徒の転入の多い学区では、当初は日本語によるコミュニケーション能力が不十分な子供たちがいます。市内の14歳未満の児童・生徒は10カ国131名で、人数の多い順に、国別では、ブラジル国籍の方が67名、フィリピン国籍の方が19名、パキスタン国籍の方が11名、アフガニスタン国籍の方が11名、韓国国籍の方が8名、中国国籍の方が7名、ネパール国籍の方が3名、アルゼンチン国籍の方が2名、イタリア国籍の方が2名、ペルー国籍の方が1名です。

外国人の方は就学の義務はありませんが、毎年1月下旬ごろ、小学校新1年生に就学通知を出す際に、市内在住の外国籍の方には直接就学意思の有無について確認をしています。

日本語指導が必要な外国人児童・生徒数は、小・中学校合わせて23名です。小学校では、弥生小学校が17名と最も多く、次に日の出小2名、桜小、白鳥小が各1名で、21名です。中学校では、弥富中、弥富北中が各1名で、2名でございます。

母国語別では、フィリピン語が11名と最も多く、次いでポルトガル語の9名とその他でございます。



対応方法は、学校により異なりますが、最も多い弥生小学校では、外国人語学指導のため教員の加配があり、教科により特別な指導をしています。また、県からの語学相談員による訪問指導や市の外国人英語指導助手を活用して対応しています。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 日本語の土台ができていない外国人の子供たちを対象にした日本語指導について、文部科学省は2014年度から正式な授業に位置づけるとし、これまで各自治体や学校頼みであった日本語指導は内容も支援体制もばらつきがあることから、自治体や学校間の格差を縮める意味で、正式授業の位置づけということで示されています。

そこで、お尋ねをいたします。他の市町では外国人への日本語教室を開設し、地域とのコミュニケーションの向上に努力されているところもありますように、本市においては、今後、国際理解についてどのような方向で進まれるのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（佐藤高清君） 立松学校教育課長。

○学校教育課長（立松則明君） 学校につきましては、議員御指摘のように、文部科学省が日本語指導が必要な児童・生徒に対する特別の教育課程のあり方などについての審議結果がことしの5月末に出されました。今後はこの指導計画に対応していくことになります。

また、今後の学校以外での国際理解については、案内板や各種刊行物への外国語併記や市役所窓口での対応の充実に努めることが重要だと思います。

日本語教室開催につきましては、場所と講師の確保とともに、対象者のニーズに合った教室、例えばごみ処理ルールに関する資料を教材として使うなどして、開催していくことが重要と考えます。これらの問題点が解決できるよう努力していきますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 今後も市、そして教育委員会、ともに協力して、この問題に取り組んでいただきますことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に小坂井実議員、お願いします。

○13番（小坂井 実君） 13番 小坂井実です。よろしくお願いいたします。

通告に従いまして、大きく2点質問をさせていただきます。

南海トラフ巨大地震最終報告について、もう一つは、弥富市の地場産業についてお尋ねをいたします。

去る5月28日、内閣府より南海トラフ巨大地震対策の最終報告がありましたが、その中、南海トラフで起こる大地震を現在の手法で予知することは困難であると発表されました。予想はしていましたが、やはりそうだろうなというのが私の感想であります。

伊勢湾台風を思い起こすとき、また以後の地盤沈下を加えれば、弥富市はもとより、海部

西部ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下で、一度海水の浸入を防ぐことができないような災害が発生したならば、五十数年か前の伊勢湾台風の何倍もの被害が出るのが予想されます。

当地方で起こるであろう液状化現象が、海岸堤、あるいは木曾川堤防で起きないとは誰も言えないと思います。そこに津波が襲ってきたならば、防ぎようがないと思います。

10年以上以前だったと思いますが、北海道の石狩川の堤防が、液状化により長いひび割れができ、高さが半減したカラーの新聞報道を記憶している人もあると思います。想定外の東日本大震災、あの災害が発生する以前から、私は国道1号線、尾張大橋下流の木曾川堤の高さと断面積不足を指摘してまいりました。幸いにも内側に高い防潮壁が建設され改善されました。しかし、排水樋門、港、1号線、近鉄、JRなど、その部分の不安を残したままであります。

同報無線ができたとき、支柱に海拔ゼロメートルの表示を提案し、当時、答弁の中に、市民に不安を与えるといけないので公共施設内の支柱のみに表示をしていただきました。東日本大震災後には、皆に知ってもらい、自覚していただくとの考えから、全ての支柱に表示がされました。災害前と災害後では市側の思いが変わったと思えばよろしいのでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

今回、内閣府から最終報告という状況の中で、第3回目の南海トラフ大地震についての発表があったわけですが、それ以前に少しお話をさせていただきたいわけですが、復旧ができて、復旧・復興が行われているわけですが、なかなかその復旧・復興が進んでおりません。

私ども弥富市の職員も昨年の10月から宮城県仙台の郊外に職員を派遣し、現地の皆様方の応援をさせていただいているところでございます。工事等におきましても、その入札においては不調が多いという中で、いわゆる入札工事が進められていないというのが現状というふうに報告を受けております。

私たちは、東日本大震災から多くのことを教訓として学び、その課題を一つ一つ時間をかけ、丁寧にクリアをしていかなきゃならない、そんなことであろうかと思っております。市民、住民の皆様と一緒に防災・減災に取り組んでいく覚悟でございますので、よろしくお願い申し上げます。

今回、内閣府の南海トラフの巨大地震という形の中で最終報告が出たわけですが、1回目は32万人の犠牲者が出るであろう。そして、2回目の報告では、その経済的な被害は220兆円にも及ぶ、いわゆる国家予算の2倍にもなるというような状況でございます。そし

て、第3回目における、この報告においては、いわゆるトリアージ、緊急避難度判定ということが述べられておるわけでございます。

こうした状況の中において、我々としては、市民の皆様にもそのさまざまな南海トラフの大地震における問題についてしっかりと意識をしていただかなきゃならないというふうに思っているところでございますので、そのような形で市としても対応した次第でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） この地域は、降った雨、田んぼに入れた水、また使用した水道水、全て排水機に頼らなくてはいけない。最終報告のポイント5項目のうち、4点について、あつてはいけないことですが、最悪の災害を想定し、質問をしたいと思います。

つまり地震、あるいは津波、高潮、そして集中豪雨なども考えられますが、水害にまで至ってしまった場合の想定をして質問をいたします。

1番に、避難者のトリアージについてお尋ねをいたします。

トリアージとは、本来、大規模災害時、けがの症状により、救急隊や医師等により治療の優先順位を決定し、治療に当たることを指すものですが、被災が軽い人には帰宅を促す。これも優先順位で選別すればトリアージということなのかと思います。地震の場合、余震が続く。たとえ倒壊を免れたとしても、その家の中で暮らせるものなのか。しかし、この当地に例えれば、水害のときは弥富市全員被災者であり、避難民となることが考えられますが、そのようなときの対応は市側はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 小坂井議員にお答え申し上げます。

今回、内閣府の第3回目の発表につきましては、トリアージということが報告されておるわけですが。そのほか、議員おっしゃるような4項目ほどあるわけでございますけれども、私は、避難をする前に、市民の皆様にもお考えをいただきたいわけでございますが、マグニチュード9、震度6ないし7というような状況においては、相当な地震のエネルギーでございます。とてもその地震がおさまるまでは避難をすることは不可能であろうというふうに思っております。よって、自助という状況の中で、自分の命は自分で守るという形の中で、まず自分の部屋を見ていただきたい。私は、いろんな形の中でこのお話をさせていただくわけでございますけれども、東日本大震災から部屋のレイアウトが変わった、あるいは家具にはしっかりと固定をするような、いわゆる転倒防止がされている。部屋の出入り口、あるいはドアの近く、そして玄関の出入り口というところにおいては大きなものを置かない。そうでないと、地震が続いている間に家具、あるいは大きなものにつきましては転倒してしまつて、外へ出ることができない。外へ出て初めて避難という形がとれるわけでございますので、そのようにぜひ努めていただきたいということをお願いしているわけでございます。耐震補

強、あるいは家具類の転倒防止、そういったことについてもお願いをしたい。

そして、避難所へ避難者の方が逃げ込むわけですが、いわゆる避難所の中において、私たち、例えば行政だとか、あるいは地域の区長さん等にもお手伝いをいただくわけですが、あなたは高齢者、障害者だから、避難所において受け入れることができますよ。あなたは健常者ですからお断りしなきゃならないというようなことについては到底言えるものではありません。そういう状況の中においては、全ての人に、それぞれ私どもの指定した、あるいは市民の皆様が自分でこういうところに避難しようというところについてはまずは避難をしていただきたい。

そして、少し落ちついた段階において、災害弱者と言われる高齢者であるとか、あるいは身体に障害をお持ちの方につきましては、市が指定をする総合福祉センター、あるいは十四山の福祉センター、輪中の郷、長寿の里等々にそれから移動していくというような状況をつくり上げるのが本意であろうというふうに思っております。

それと同時に、避難をする際にお願いをしたいのは、数日分のしっかりとした食糧を事前に自分で準備をしていただかなきゃならないということもお願いをしておきます。もちろん行政の仕事として、皆様方の最低の食糧等、あるいは水等におきましては用意をするものがありますけれども、これが今回の東日本大震災の大きな教訓の一つでもあろうというふうに思っておりますので、ぜひとも御協力をいただきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 今、市長が言われました家具の転倒防止、市長は事あるたびに市民に向かって、「家具の転倒防止をやってみえますか」「防災対策してみえますか」という質問をされてみえます。しかし、30人、40人の中でも手が挙がるのは1人か2人、多くて3名ぐらいの手しか挙がらない。災害復興よりも防災にかかる費用は何分の1かで済むと。足りると言われています。一たび災害が起きる前に、防災に力を入れていただきたい。

例えば転倒防止には、突っ張り棒とかL型金具とか、ぜひ1組ぐらい市民に見本として配り、自治会にお願いをして、皆さんに取りそろえていただくような手だてを市長はするお考えはございませんか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

先ほど申されました国の最終報告の後に、愛知県から市町村別の被害想定が出ております。この想定でございますけれども、いわゆる南海トラフの巨大地震の被害想定に基づいておりまして、昨年8月29日に内閣府が発表したものを各市町村別にどのぐらいの被害が出るかといった形で出た数字でございます。

この前提となりますのは、堤防を津波が超えた場合において堤防が破壊されるという前提になっております。堤防の沈下につきましては約50センチといった形になっております。

その結果を見ますと、弥富市において、居住地への津波被害というのはほとんどないという形になっております。死者について申し上げますと、屋内の落下物等も含めまして、建物崩壊による死者が200名という形になっております。また、そのほかのものについてはごく少数ということで、数として上がっていないというのが現状でございます。この想定からいたしましても、耐震補強をして、家具固定ができていれば、死者は大幅に減少するというのが容易に推測できるところでございます。

PRの方法でございますけれども、先ほど見本を配ってという話もございましたけど、なかなかたくさんのものであるというのは難しいところもあると思いますので、自主防災会などで見本として使っていただけるように何組かを用意させていただいて、それを貸し出して見ていただきたいと思っております。ちょっと器具の取りまとめというところまでは考えておりませんので、御理解願いたいと思います。

また、家庭内備蓄というのは大変必要なことだと思っております。さまざまな機会を捉えまして市民の皆様方に備蓄の重要性についてお願いしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 自主防災組織を通じて、あるいは自治会を通じて、ぜひPR、あるいは見本を見てもらうなり、ぜひ力を入れていただきたい。

それから3番目に、公共施設の計画的移転というものがありませんでした。6月2日の中日新聞には、田原市では小学校3校を高台に移転統合する記事が掲載されました。

しかし、弥富市には高台はどこにもなく、望むことはできませんが、1点だけ、新庁舎の敷地は海拔プラス・マイナス・ゼロとの報告を受けています。ただし、免震機能保護のため防水壁を設けるとのことが報告されていますが、なぜプラス・マイナス・ゼロにこだわるのか。弥富中学校、あるいは日の出小の運動場がプラス・マイナス・ゼロ、海拔ゼロメートルということになっておりますが、高台がないのだから、思い切り敷地をかさ上げるより道はないのではないかと思います。市側の答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 新庁舎の敷地のかさ上げと、それから防水壁、防潮板についての御質問をいただきましたので、答弁をさせていただきます。

本市新庁舎の1階フロアの高さは、浸水対策としまして、海拔ゼロメートル、東京湾平均の海面でございますけれども、これより150ミリでありまして、庁舎前の歩道面よりはプラス1.2メートル高くなるように設定をさせていただきます。

議員御指摘のように、1階フロアの床レベルを本市の地形の特性から思い切り高くできるとよいのですが、玄関に通じるスロープの勾配が、愛知県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例で15分の1以下にするように基準が定まっております、高低差1メートルに設置するスロープは、中間に1.5メートル以上の踊り場スペースが必要となってまいりますので、最低でもこのスロープが16.5メートル以上の長さとなります。

このように、周辺道路の高さと1階フロアの高さの差を大きくすると、バリアフリーの観点から、その高低差を解消するために長大なスロープの設定、またはつづら折りのスロープの計画が必要になってしまいまして、アプローチがしにくい庁舎となってしまいます。

新庁舎1階フロアの高さは、スロープの構造基準から現在の計画高が来庁者に優しいアプローチとなり、防災上や低層部の平面を最大限に生かした床の高さになると考えております。

次に、各玄関の出入り口部分に設置する防水壁、防潮壁でございますけれども、これにつきましては、免震構造保護のためではなく、1階フロアの高さの設定、庁舎前の歩道面よりプラス1.2メートルの高さを超える浸水時に庁舎内への浸水を防ぐ目的として防潮壁を設置する計画でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 私の勘違いの部分も一部あったかと思いますが、その前に、例えば前の道路自体から上げてくるとか、周りの住宅地に問題がなければ、前に面した道路自体からかさ上げして、スロープの角度に合わせて、少しでも高くなることを考えてみてください。

じゃあ次に移ります。

4番目に、ハードアンドソフト両面の防災対策ということで、ハード面は国・県・市の管轄で、防災道路の完成を早急に実現していただきますよう要望しておきます。

ソフト面で、自主防災組織の全地区立ち上げと防災組織での備蓄に本腰を入れていただきたい。最終報告では1週間分の備蓄をとのことではありますが、各家庭で備蓄場所、すなわち災害に遭わない、受けない安全な場所というのはなかなか見つけがたいし、更新に限界があるように思います。防災組織単位で高さのある堅牢な防災倉庫ができるなど、心強い防災に力を入れていただきたいのですが、現在、防災倉庫の新設はできるんですが、高さのある、しっかりした、災害に遭わないような防災倉庫ができたらと思いますが、市のほうはどのようなお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤防災安全課長。

○総務部次長兼防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

現在、自主防災会につきましては、全地区で50地区で結成されております。ことしに入りましても、数地区でございますけれども、相談を受けておりますので、まず防災会の設立と

いったことがまず一つの課題かと思っております。

また、防災組織での備蓄に関しましては、資器材については、御存じのように自主防災会に対して年間50万円を限度とした補助制度の活用をお願いしてまいります。

議員御指摘の防災倉庫に関してでございますけれども、これはなかなか難しい問題かと思えます。市のほうで現在、津波高潮緊急避難場所という形で、そういったものに耐えられるというものになりますと、鉄筋コンクリートですとか、鉄筋・鉄骨コンクリート造といった形でかなり高価なものになってしまうということで、各自主防災会に対して、そのようなものをお願いしていく、ないしは市の補助金でそれを賄っていくというのはなかなか難しい面もあるのかなというふうに感じております。

今回発表されました1週間分の備蓄という点でございますけれども、これは従来の災害予想よりもかなり大きなものになっているといったことで、公的なものが機能するまでの時間がこれまでの想定よりも長くかかる。3日から1週間程度になったということによって、なったものだと思っております。

食糧などにつきまして市で行うことは、まず備蓄する場所の問題もでございます。7日分という形になりますと21食分ですか、それだけのものを置く場所というのがまず一つ問題になってまいります。それから、更新による多額な費用の負担もでございます。現在、市としまして、1人1食分程度の備蓄しかないわけでございますけれども、それでも年間に200万円以上の更新のお金がかかっており、これの21倍のお金がかかってくるという形になってまいります。また、それ以上に、実際に発災した段階で、必要とする人に災害直後に適切にお配りすることができるかといったことも問題になってまいります。

そういったことも総合的に考えまして、今回の報告にありますように、自助というものが非常に大切になっております。個人としての備蓄といったことをお願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 個人で1週間分の備蓄をというのもかなり難しいことであって、また例えば更新に関して、非常に手間暇、あるいは費用がかかるのではないかと。しかし、復興よりも防災、ぜひ市のほうも、もちろん一般の家庭でも心がけていただきたいと思ひまして、次の質問に移りたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長、追加答弁。

○市長（服部彰文君） 申しわけございません。追加答弁させていただきます。

先ほど私どもの防災安全課長のほうが、自主防災組織の今現在設立されている団体は50という報告をさせていただきました。弥富市には72の自治会があるわけでございますけれども、そのうちの50ということで、まだまだ100%にはほど遠いわけでございます。今年度中に私

どもが地域の自治会の皆様に区長さんを通じて御相談をさせていただきたいということを思っております。ぜひ自主防災会を設立していただきたいという中で、市のほうとしても応援をさせていただきながら、設立されていない段階における自治会に対して御相談を申し上げていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） ぜひ自助という部分をお考えいただきまして、皆さんに防災組織を立ち上げていただきたい。私からもお願いをいたします。

それでは、2番目の弥富市の地場産業について伺いをいたします。

弥富といえば金魚。長い伝統と卓越した養殖技術、産卵から稚魚、選別を繰り返し、優美な姿・形の成魚の泳ぎは夏の暑さを忘れさせてくれます。新しい品種もふえ、展示会場も年々増加し、金魚養殖のますますの発展を願っております。

定着した弥富の金魚ですが、目を転じ、金魚以外、何が弥富にはあるのかと。まず1番に、弥富市の誇れる工業製品、工業技術があれば教えていただきたい。航空産業は別にして、木曾岬町には、注文しても1年以上待たないと手に入れることがかなわぬフライパンの製造メーカーがあると聞きました。消費者に直接弥富市の催しで販売できる工業製品メーカー等はないものですか。東日本大震災の陸前高田市奇跡の一本松、幹の防腐処理の依頼を受けた弥富市の弥富製材、製材技術、木材のプロとして依頼が来たと思われます。ぜひとも催しの中にビデオ紹介等のコーナーを設けていただきたいと思います。ほかにも我が社こそと手の挙がる会社があるかと思っておりますので、呼びかけていただきたい。そのような会社が弥富市にありますか。ぜひ教えていただきたい。御答弁をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） 小坂井議員の御質問にお答えいたします。

弥富市の地場産業についてということで、弥富市の誇れる工業製品、工業技術についてということで、陸前高田市の奇跡の一本松保存プロジェクトに参加されました事業所の記録ビデオを、ビデオ紹介コーナー等を設けて紹介していただきたい。また、他の事業者にもこのような呼びかけをしていただきたいとの御質問でございますので、お答えさせていただきます。

本市の地場産業といえば、金魚養殖でございますが、この特産であります弥富金魚にスポットを当て、観光というキーワードで情報発信及びPR活動により地場産業の振興を図っているところでございます。

先ほどの御質問のように、奇跡の一本松保存プロジェクトのビデオ紹介コーナー等につきましても、観光というキーワードで情報発信してまいりたいというふうに考えております。弥富市の観光協会主催の春まつり等で紹介ブースができればというふうに考えております。



この奇跡の一本松保存プロジェクトに参加されました本市に事業所があります事業所の方、またこのプロジェクトを担当してみえます陸前高田市の都市計画の担当者の方にお電話で伺わせていただきましたが、この保存プロジェクトは奇跡の一本松保存事業として委託をしており、まだ事業期間中とのことでございました。ビデオの貸し出しについては、細かい制約等がございますので、その辺がクリアできれば、貸し出しをしていきたいというふうに御先方さんは申されておりました。

お借りすることができれば、弥富市観光協会及び春まつり実行委員会主催のイベントでありますやとみ春まつりの事業計画に提案してまいりたいというふうに考えております。

また、他の事業者呼びかけてということですが、弥富市観光協会を組織する関係団体には、弥富市商工会、弥富金魚漁業協同組合、あいち海部農業協同組合を初め、10団体で構成しておりますので、他の事業者にも周知はできるものというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） ぜひ弥富にすばらしい産業があるということのPRに努めていただきまして、商工観光課もますますお骨折りを願いたいと思います。

同じ内容ではございますが、職人、たくみと呼ばれるような技術を伝承した人について伺いをいたします。

毎年、尾張名古屋の職人展と銘打って、24年度はオアシス21銀河の広場にて3日間開催され、昨年で29回を数える催し。そこへ機械一式を持ち込み、参加されている木地師、以前はろくろ師と言われておりました職人が弥富に見えます。機会あるならば、実演参加してよい旨を伺っておりますが、ぜひ参加ブースを確保していただきたいのですが、いかがでしょうか。例えば春まつり、あるいは健康祭り、ぜひお考えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部商工観光課長。

○開発部次長兼商工観光課長（服部保巳君） お答えさせていただきます。

職人、たくみの紹介についてということで、尾張名古屋の職人展に参加されました弥富市在住の木地師さん、少し聞きなれない言葉でございますが、先ほども言っておられましたろくろ師、ろくろを用いて、わんや盆などの木工品を加工する職人さんのことだそうでございます。この職人さんの実演参加ブースを確保していただきたいとの御質問でございますが、職人のわざを広く紹介することにより、市民生活との結びつきを深め、技能についての理解と尊重機運の醸成が図ればというように思っております。

私たちの生活の中にはあらゆる分野に職人のわざが生きております。職人のわざには、機械では代替できない創造力があるというふうに考えております。素材に命を与え、手づくり

の温かさがあり、それがまた魅力でもあるというふうに思っております。

弥富市在住の木地師さんに会って、手づくりの作品といたしますか、商品を何点か、バットだとか、ペン立て、靴べら、椅子、一輪挿し等を見せていただきまして、話を伺ってまいりました。弥富春まつりで職人のわざとしての実演を見ていただければというふうに木地師さんが言ってみえましたので、弥富市観光協会及び春まつり実行委員会の春まつりの事業計画に提案させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） ぜひ弥富の市民の皆様にも、こういうたくみというか、職人さんが見えますということを紹介していただきますと同時に、商品、あるいは製品の展示もぜひ一緒をお願いして、職人のわざを見ていただきたい。どうぞよろしく願いをいたします。

3番目に、農業分野の特産品についてお伺いいたします。

飛島のネギ、ハウレンソウ、愛西市、立田のレンコン、市として推薦するものは何でしょうか。旧十四山の特産品は何ですかという問いには、米であると。あいちのかおりであると、そのような答えしか出てまいりませんでした。

弥富市は今後、何の生産を拡大すべきか。また、推薦する特産品があれば、市としてお考えをお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

弥富の農産物、今後何の生産を拡大すべきかという御質問でございますけれども、まず弥富市の現状でございますが、弥富市の主な農産物といたしましては、米、麦、大豆、トマト、ナス等で、これらの収穫量につきましては、米が5,960トン、県下9位でございます。小麦が1,340トン、同じく県下5位でございます。大豆が622トン、県下4位、トマトにつきましては3,270トン、県下4位、ナス697トン、これも県下4位でございます。米、麦につきましては23年産、大豆、トマト、ナスについては22年産でございます。

この中で、特にトマトにつきましては、平成21年度にJAがトマトの選果機を導入いたしまして、出荷作業の省力化や産地体制の強化など、力強い産地形成を目指されております。

また、今年度、国の施策といたしまして、新たに戦略作物であります大豆、麦の生産拡大を図るために、大豆・麦等生産体制緊急整備事業が始まっておりまして、こうした現状を踏まえまして、市といたしましては、今後も国の経営所得安定対策の推進や市内で生産されます各農産物の品質向上、生産拡大により農家の経営が安定するよう、関係機関とともに指導、助言ができればと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 追加答弁させていただきますけれども、今、担当課長から、弥富市の農産物についての出荷の量につきまして、また県下における位置づけについてお話をさせていただきますけれども、麦、大豆というのは、転作奨励金という中で、10アール当たり7,000円の転作奨励金を市独自の補助事業という形で奨励をしているわけでございますけれども、私は、トマトというのが、この愛知県下で4位という位置づけは非常に意義があるなあというふうに思っております。

そして、私なりに調べさせていただきましたら、たくさんのトマト農家があるわけですが、後継者が見えるということです。約70%以上のトマト農家の方がいわゆる後継者が見えて、長男の方、次男の方というような状況の中で生産をさせていただいているということだと思います。これは、やはりこれからトマトを栽培して、反当たりの収穫を上げていく、あるいは面積をふやしていくというようなことが希望として大いにあるというふうに思っております。その売上高は8億円を超えるという状況になってまいりました。そういう状況の中で、私どもとしては、このトマト部会だとか、いろんな組織があるわけでございますけれども、しっかりと注視をしていきたい。また、市としても、いろんな補助政策というものについて考えていきたいというふうに思っております。やはり後継者が見える産業というか、そういった農産物については確固たる地位が築けるのではないかとということで、今後のトマトの生産量についてもしっかりと注視していきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 市長の言われたように、米、麦、大豆はオペレーターの代表的な作物でございますが、トマト、ナスとか、他の農産物はそのように結構順位的に高く、後継者が見えると。これは本当に心強い部分でございます。

それに関しまして、一般の農家というのは、規模が小さく、後継者はほとんどいないと。高齢者ばかりでやっておるといふ今の米農家でございますが、自民党の農家所得倍増計画、現在、10アール1万円にも利益がならないという現実を倍増していただいても、なかなか力は入らないということも含めまして、今の米農家、先では後継者がいないと。皆、オペレーターにお願いする時期が参っております。なくなりはずしませんが、農家としての数は非常に減ると。そのときにはオペレーターが逆に言ったら足りなくなるような現実が出てまいりますので、その点も市のほうでぜひつくっていただいて、オペレーターの不足ということのないように、草が生えて、ほかってしまうような田んぼとして残さないように、どうか御努力いただきたいと思っております。その点、農政課のほうはどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） 現在、農業オペレーターが弥富地区、十四山地区で約20名ほど見

えます。先週、政府の成長戦略が閣議決定されまして、その中でも、担い手に農地を集積していこうと。今後、10年後には、今現在48%ほどだと思いますけれども、それを80%まで伸ばしていこうということが決定といたしますか、そんな方針になっておるところでございます。

市といたしましても、今後、オペレーター中心に、後継者の問題もしかりですけれども、拡大していくよう、市としても推進したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 小坂井議員。

○13番（小坂井 実君） 自分も含めて、今現在は農作業委託のみでございますが、先では全面委託と。利用増進、あるいは利用権設定ということでお願いする時期が参ると思います。そのときにオペレーターの不足がないように、どうか御尽力いただきますようによろしくお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開を11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず1点目でございますが、新庁舎についてお尋ねいたします。

昨年、新庁舎の基本構想が全市民に配布され、パブリックコメントも募集し、新庁舎の設計は順調に進んでいると思っておりました。ところが、その後、中期財政計画が出され、今後の弥富市の財政が厳しいというところで、現行の福祉の引き下げや保育料の値上げなどもお願いしなければならないとも発表しております。それに加えて、さきの3月議会では都市計画税の導入も検討したいということでもございました。

中期財政計画自体、きちんとした試算を行って、つくりかえていただきたいというのが私の立場でございますが、ただ1点、そんなに財政が苦しいと言うのであれば、まずは市民の皆さんの福祉を削ったり、増税する、そういった前に、新庁舎のコスト削減を考えるべきだと私は思っておりますが、そのあたりについて、市及び、もしくは市長の考え方を伺いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答えを申し上げます。

庁舎のコスト削減ということでございますが、これも今まで全員協議会、あるいは庁舎に

おける議会での検討委員会、特別委員会の中で御議論をいただいているところでございます。

私どもは、そういう状況の中で、第1次総合計画に位置づけられておる庁舎建設について、一番必要なのは財源の確保でございます。財源の確保なくして前に進むことはできない、そういうことでございます。

そして、私どもは昨年12月に、いわゆる中期財政計画の中で、平成25年、今年度から29年までの5カ年における市の財政状況について、議員の皆様方にお示しをさせていただきました。税収の中で一番大きいのは基幹税である個人市民税、そして企業のほうからお預かりする法人税、あるいは固定資産税について、これから5年間、しばらくの間の伸びは大きく期待できないという状況にあるわけでございます。そしてまた、いわゆる合併という形の中で、平成18年に合併したわけでございますが、国のほうから、合併するに際して、やはりいろいろとお金が要るであろうという中で、特例の普通地方交付税をいただいているわけでございます。これが平成27年度で満額になり、28年度以降5年間でゼロになるわけでございます。そういう財政の厳しさというようなことがあるわけでございます。

今の状況、合併算定がえの特例の地方交付税がなくなったらどうするんだということについて、財政の健全化を求めて、議員の皆様、そして市民の皆様にこれからしっかりとお話をさせていただきたいというふうに思っております。もちろん庁舎の建設につきましても、華美なものとはせず、後世にさまざまな負担がかからないような形でこれからもしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

庁舎建設につきましては、再三私もお話をさせていただいておりますけれども、東日本大震災からの防災・減災という状況の中で、弥富市の最重要課題という形で位置づけさせていただいておりますので、那須議員ほか各議員の皆様方の御理解をいただきたいと思います。庁舎におけるコストはしっかりと見きわめていきたいというふうに思っております。

なお、先ほど那須さんのほうからお話がございました福祉の削減であるとか、そういうことについては基本的には考えておりません。現在の市の役割をしっかりと果たしていく。そういうことが私自身の考え方でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市長よりはっきりと福祉の削減は考えていないというお言葉をいただきまして、心強い限りでございます。

それで、今後、コストの削減のほうもやっぱり考えていきたいということでございます。お隣の愛西市では、新庁舎建設に当たって、4月に行われた市長選挙の争点ともなって、コスト削減のために計画をおくらせて、コスト引き下げに当たったという経緯もございます。我が弥富市ではもう基本設計も行われて、つくられておりますが、これを今、この段階で見直すことは可能でしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 今、私ども、庁舎の問題につきましては、基本構想、そしてそれに基づく基本計画まで皆様方にお示しをさせていただいております。この議会の中で、できましたら皆さんの賛同をいただきまして、しっかりとその基本計画から実施計画に移っていきたいというふうに思っております。実施計画の中においては、またさまざまな形で御意見をいただければというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、今の状況のまま、実施計画に移るということであれば、現在想定されている53億1,800万円ほどだと記憶しておりますが、そういったコストの部分においては削減しない方向ということによろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

先ほど那須議員もおっしゃいました今回の新庁舎における概算の総事業費は、おっしゃるように53億1,800万でございます。これは、庁舎の建設事業費、あるいは仮庁舎の整備費、あるいは用地取得費、あるいは現庁舎の解体費等が込められておるわけでございます。そういう状況から、皆様方にはこの資金計画を少しお話しさせていただきたいと思っておりますが、私ども、この庁舎に対する基本的な資金計画は、いわゆる公共施設の建設等に蓄えております公共施設整備基金というものをまず導入していきたい。そして、市の貯金とも言われる財政調整基金を投入していきたい。そしてもう一つ大きくは、いわゆる合併推進債と言われる起債の対象となる事業費の90%が借り入れられるということの資金を考えておるわけでございます。

そうした形の中で、その合併算定がえの事業費は全体の9割ということでございますので、53億に対して44億4,000万円になるわけでございます。これを充当させていただき、先ほど言いました公共施設の整備基金、あるいは財政調整基金との組み合わせでございますけれども、市の残りの負担は8億7,000万の財源が必要となるわけでございます。そうした中で、しっかりとこの計画を前に進めていきたいということでございます。今からこの計画についてどうのこうのということについては、実施計画に移った段階での考え方になりますので、この総事業費というのは変えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、市長のほうから、合併推進債で9割ほど財源を確保するというところでございますが、実際、合併推進債というのは、簡単に言うと借金といったらちょっと語弊があるかもしれませんが、返ってくる率は、今後、将来を見通しても結構厳しいものがあると思うんです。だから、やはりそうした中で、総事業費全体を減らしていくことが必要に

なってくると思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどの答弁の中で間違いがございましたので、字句の訂正をお願いいたします。

私は、「合併算定がえ」と言ったわけですが、これは「合併推進債」の間違いでございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

そして、今の那須議員の御質問について、新庁舎建設の将来に対する償還計画についてお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど話をしたように、合併推進債で借りられる金額は44億4,700万になるわけでございます。この借り入れが、利率2%で30年間の償還期間という状況を考えていただきますと、元金と利子の返済額の合計は約59億5,000万になるわけでございます。そして、先ほども説明いたしました合併推進債の特色といたしましては、借入金元金と利子の返済額の4割を想定し、その総額23億8,000万は国が返済時に普通交付税として措置をしていただける金額でございます。よって、これを年に置きかえますと、返済額の合計59億5,000万を30年で割りますと、年間の返済額は約2億円となります。このうち、返済額の交付税措置額40%でございますので、年間約8,000万の交付税措置をしていただくわけでございます。このような状況から、弥富市が向こう30年間に実質返済する金額は1億2,000万というような状況になるわけでございます。そういう形での庁舎の建設計画を考えていきたいというふうに思っております。喫緊の課題でございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、年間で市の実質の負担は1億2,000万ということでございます。ただ、中期財政計画の中ではマイナス2億円というようなところから、どんどんどんどんふえていくというところで示されておりました。その部分において、やはり1億2,000万円という負担は決して軽いものではないと私は思っております。だからこそ、もう少しコスト削減にも努めていただきたいと思っておりますが、繰り返しの答弁になると思っておりますので、答弁は結構です。

ただ、この庁舎の問題は、本当に将来も含めた大きな問題でございます。この先30年間で償還していくということでしたが、そうした長年の将来負担はやっぱり少なくなるような方向でぜひとも検討していただいて、先ほど市長も力強いお言葉をいただきましたけれども、福祉は後退させないという、そういった立場をぜひとも今後も貫いて、安心して暮らせる弥富市をつくっていただけたらと要望して、次の質問に移らせていただきます。

2点目になります。保育所の臨時職員、派遣職員についてでございます。

最近、当市では、保育士確保のため、臨時職員や派遣職員を多く雇用しております。雇用環境が悪化し、生活のために小さなお子さんを預けてでも、やむを得なく共働きをしなければならない親にとって保育所の存在というのは大変大きいものとなっていると思います。

ところが、昨今の日本全体の保育状況を見ると、保育の環境というのは、かなりの部分で規制緩和がどんどんされて、待機児童をなくせと。なくせばよいという考え方に終始し、詰め込み保育と言われるような部分が問題になったり、幼い命が奪われるというような、あってはならない事故も各所で起こっております。

そして、この規制緩和の流れの中で起こってきたものが、保育の派遣労働も認められてきたという状況でございます。こうした中で、多くの自治体は保育現場に派遣職員を導入し、我が弥富市でも例外なく派遣職員を使っております。

私、先日、南部保育所に伺って、どのような仕組みで今の保育の現場が回されているのか聞いてまいりました。臨時職員も派遣職員も社保加入の方と、それ以外の社保未加入の方がパターンとしてございまして、勤務体制が普通の正規の職員の方と同様に毎日来られる方と、2人ペアになって1週間なり1カ月なりの勤務を埋めていくという方があるということでした。

小さなお子さんにとって、まさに保育士は親がわりの役目を果たすものと私は思っております。もちろん派遣職員の方でも臨時職員の方でも仕事に関してはすごく一生懸命やっただけということですので伺っておりますので、安心はしておりますけれども、ただ、子供の愛情形成の過程の中で、日によって保育士がかわっていくというのは、やはり環境として余り望ましい形ではないと思っておりますが、そのあたりについて、市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在、ただいま御指摘にありましたようにペアを組んで、1週間、週に二、三日程度の勤務の臨時保育士も雇用しております。ただし、そういった方につきましても、年度を通してクラスを変えないようシフトを組んでおりますので、日がわりで保育士がかわるというようなことはございません。

また、各クラスにつきましても正規保育士が担任として配置されておりますので、問題はないと考えております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、正規職員のほうを各クラスに配置しておるということでしたが、私、細かく話を聞いてきたところによると、各クラス正規職員1人ずつを配置し、もう一人の方として、派遣職員や臨時職員を使って子供たちを見ているということござい



ました。

私自身、今の保育士の現場を見ている限りでは、必ずしも正規職員が各クラス1人だけじゃなきゃいけないということはないと思うんですよね。というのは、別に正規職員がそこに2人おっても、殊さら問題ないかと思っておりますけれども、そういった考えがこの市にはあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 正規職員の数をもっとふやしていきなさいという御質問だと理解しております。

今日、少子・高齢化社会の急速な進展、環境問題への対応、厳しさを増す財政状況や雇用状況の悪化、社会経済情勢や価値観の変化に伴う市民ニーズの多様化・高度化など、地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しております。

加えて、本市におきましては、平成25年度から弥富市中期財政計画がスタートしたことから、計画に必要な財源の確保にも積極的に取り組んでいかなければなりません。

財政状況が厳しい中、持続可能な行政運営、市民サービスの水準を維持しながら事業を継続していくためには、職員数の削減、総人件費の削減を図ることが求められておまして、平成18年度の合併から今日までに22人の正規職員数の削減をしておりますけれども、保育所の正規保育士の数は減らさず、増員に努めております。

このように、財源と定数が定められている中、保育士だけ無造作にふやすことはできない状況を御理解いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、削減の中で、市の職員の方、大変苦勞して仕事をやっているという現状は私自身感じておりますし、3月議会のほうでも残業をたくさんやられている方もおるといふことでもありますので、本当に仕事の過密な現状も周知しているところでございます。その中で、保育士は減らさず行っているということでございます。

ただ、本当に今求められているのは、安心した保育、安心した子育ての環境だと思っております。そうした中で、これは市の問題だけではないと思うんです。本当に国のほうがしっかりと支援体制を行って、職員の増員やさらなる子育ての環境を整えていくことが望ましいと思っておりますので、ぜひともそういった部分において、市長会等でも御意見を上げていただきたいと思っております。

そして、今、財源の確保ということで、大変厳しいということではございましたが、今、派遣職員を使われておりますよね。派遣のコストについて、今度伺いたいと思うんですけれども、派遣の契約では、実際1時間当たりどれぐらい支払っているのでしょうか。また、今現状、臨時職員の1年間当たりの時給はどのようになっていますのか、比較がわかるように

お答えいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

まず派遣保育士の委託料でございます。派遣会社によってさまざまでございますけれども、1時間1,365円から1,669円でございます。ただし、社会保険加入者の場合、社会保険は派遣会社のほうで加入されますので、事業者負担は派遣会社のほうが負担することになっております。そういったものも含まれた金額でございます。

続きまして、臨時保育士のほうでございますけれども、臨時保育士につきましては、社会保険に加入している者とそうでない者と分かれてございます。社会保険に加入していない保育士につきましては、1時間当たり970円でございます。次に、社会保険に加入している保育士につきましては、1,100円をベースといたしまして、任用1年につき30円を加算するというところでございます。ただし、加算上限は6年180円ということでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そうしますと、派遣会社のほうには、1時間当たり最低でも1,365円というところで、一方、臨時職員に対しては、マックスでも1,100円ベースの180円上限ということは1,280円というところでございます。社保未加入に関しては970円というような時給で働いていただいておりますが、こうした状況の中で、やはり高い派遣職員の契約で行うよりも、臨時職員の待遇を改善して、もっと安心して長く続けていただけるような仕組みにしたり、また先ほどの繰り返しですけれども、正規職員を保育士として確保して回せるようにしていただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 派遣職員を雇うよりも臨時職員の待遇を改善したほうがよいのではないかと御質問でございます。

私ども、臨時職員の処遇につきましては、日々改善をしております。前回議員から御指摘もいただきました正規職員との格差を埋めるための特別休暇の制度を改正し、環境改善にも努めております。

派遣会社におきましては、派遣を、例えば2名するならば、必ず2名を派遣するためにどうしてもコストは高くなってまいります。私どもの臨時職員ですと、急に休むことがある場合ですけれども、そういうことがないようにするためにどうしても高くなってきます。今後、私ども、定年退職者の方々を、職務経験を生かして有効に活用し、業務効率を上げてまいり所存でございます。再任用職員との配置の兼ね合いを十分に配慮した長期的な視点に立った方向性を持って、職員の採用計画を進めてまいります。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今後、再任用等も含めて、コスト削減と、やはり経験を積んだ方の採用増ということでございました。そういった形で、さまざまに御考慮、御苦慮されていると思います。そのあたりに関しては、本当に頑張っていらっしゃるなどいったら私のほうがちょっとあれですけども、そういった部分は本当に理解するものとなっておりますが、ただ、やはり安心した保育に関してしっかりと体制を整えた上で行っていただきたいなと思います。ただ、派遣職員が全て悪いかと言われるとそうではないと思いますけれども、なるべく少ない形で、財政として負担のないような形で行っていただければベストな形だと私は思っておりますので、今後ともそういった配慮に努めていただきたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。

3点目、桜小学校の児童館についてでございます。

今年度、日の出小学校が開校し、マンモス校の解消が行われ、より学校の環境がよくなったということは大変喜ばしいことだと思っております。我が弥富市では、子育て支援に対するものは手厚く、子育てするなら弥富でという評判が近隣市町に比べても圧倒的に子供の減少が少ないという状況をつくり出し、この少子・高齢化社会の中でほとんど子供の数を減らさないということで、本当にすぐれた子育て政策が行われているのは実感できております。

その一環で、これまで弥富市が各小学校区において児童館をつくってきたこともその支援の一つでございます。

そこで、質問させていただきますが、現在、桜小学校と日の出小学校の対応の児童館はどこになりますでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

現在の桜小学校、日の出小学校に対応する児童館につきましては、さくら児童館でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 日の出小学校と桜小学校、2校あるうちで、さくら児童館一つというところが今現状でございます。そうした中で、今後、桜小学校対応の児童館をつくっていくということが望ましいのではないかと考えております。現在、日の出小学校区にさくら児童館がございますので、桜小学校用の児童館をつくる計画とございますか、そうした市の方針が今あるのであれば、教えていただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

桜小学校のマンモス校につきましては、この4月、住民の皆様の御理解をいただきまして、

日の出小学校という分離校を建設させていただきました。しかし、今までは桜小学校の中で一体的に授業を受けていただいた児童でございますので、児童館につきましても、基本的には1カ所をお願いをしている状況でございます。

現在の利用状況、あるいは今後の利用状況ということを決めていかなければなりませんけれども、私どもといたしましては、これから策定いたします子ども・子育て支援事業計画ということがあるわけでございますが、その中で基本的な方向が定められたらなあというふうに思っております。利用状況に応じて考えていきたいということでございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、子ども・子育て支援事業ですか、そういった計画を作成する際にということでしたが、その時期というのはいつになりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て会議というものをまず設置いたしまして、その中で御議論いただくわけでございますけれども、本年度の秋ごろからその会議のほうの設置をお願いいたしまして、その中で来年度の夏ごろまでにその計画を定める予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） その会議の構成メンバーと申しますか、構成するメンバーはどのような計画でいらっしゃいますか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○児童課長（渡辺秀樹君） 子ども・子育て会議につきましては条例事項になっておりますので、次回の議会のほうで御議論いただきたいと思っておりますけれども、次世代の支援行動計画、以前に策定をいたしました。その中の委員を参考に定めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 次回の議会で詳細がわかるということでございます。次世代の育成にかかわっている方々が担当されるということでございますが、ぜひともたくさんの方の意見を取り入れた上で、今後の弥富市の子育てのあり方というのをしっかりと検討して、よりよい方向に持っていけるようにと私自身も感じております。

そして、今、この少子化の時代に、この弥富市が本当によその市町と比べても希望を持てるような市になっておると。私は誇れることだと思っておりますので、そういった弥富市の長所をぜひとも今後とも伸ばしていただきたいと思っております。

そういった意味でも、なるべく桜小学校対応の児童館に対しても早急に対応していただい

て、今後も子育てのまちとしてしっかりと、他市に負けない、他市からモデルとされるような活気あるまちということで発展できるようにお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きますが、その前に連絡事項があります。

伊藤正信議員につきましては、少し遅刻するという連絡がありましたので、報告をいたします。

また、各位のお手元に、この後、一般質問の予定があります平野広行議員から関係資料の配付ということでありますので、それを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） では、質問をさせていただきます。

グループホーム、介護全般についてお尋ねいたします。

グループホーム、介護保険について、介護保険の経営者から公費の不正の請求はありませんでしたか。この点。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） それでは、お答えいたします。

介護保険のうちのグループホームにつきましては、地域密着型の共同生活介護ということで、一連の要介護1から要介護5までの費用は定められております。不正な請求はなかったと考えております。

○議長（佐藤高清君） 追加答弁、大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 申しわけありません。基本的なことについて、最初にちょっと述べさせていただきます。

平成18年4月から地域密着型については弥富市のほうで行うということになっております。それで、御質問のグループホームでございますけれども、運営基準につきましては、平成18年3月14日に厚生労働省が第34号、そして36号という形で、それぞれ指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準ということで出しております。一つは介護、もう一つは介護予防ということで出しておりますが、34号の中で、同様の内容でございますので

説明をちょっとさせていただきますと、まず96条、これはグループホームのような形の施設を言いますけれども、利用料の受領等について規定をしております。同条第3項で、利用者から支払いを受けることのできる費用として何があるかということで羅列されておりますけれども、1号で食料費、それから2号で理髪代、3号でおむつ代、4号に日常生活において通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものということで、4つ上げております。この1号から4号までの費用の額にかかるサービスの提供につきましては、同条第4項で、あらかじめ利用者、またはその家族にサービスの内容と費用の説明を行い、利用者の同意を得なければならないという規定をしております。

また、102条では運営規定について規定がされておまして、第1号の事業の目的及び運営の方針を初め、第7号までの項目についての重要事項に関する規定を定めておきなさいということになっております。その第4号に、指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料、そして、その他の費用の額という項目がございます。代行料等につきましては、運営規定にその他の費用の額として規定しておかなければならないということになります。

また、105条で、事業者はあらかじめ協力医療機関を定めておかなければならないということも規定されております。したがって、協力医療機関への代行につきましては、事業所の本来の業務でありますので費用が発生することはありません。しかしながら、協力医療機関以外についての代行につきましては、本来の業務ではありませんので別途費用が発生するということになります。ただし、運営規定に内容、費用の額を規定するとともに、あらかじめサービスの内容及び費用の説明をして、利用者の同意を得ておかなければならないということになっております。

今回の事例について言いますと、利用者の同意は得ておりますけれども、運営規定に代行料等の規定がございませんでした。代行料等の費用を利用者に負担させることはできないというふうに今回のケースでは考えております。したがって、代行料等についての返金をするように指導したところでございます。

また、3月議会におきまして、弥富市指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準を定める条例ということで3月29日施行しておりますけれども、これは法に基づいて施行しました。ここの中でも、先ほど言いました厚生労働省の第34号とか、厚生労働省省令の第36号についての基準が入っておりますので、これに従ってきちんとやっていきたいということで、これに基づいてしっかりと指導を行っていくという考えでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

また、個々の御質問については、それぞれ担当から説明させますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

- 18番(大原 功君) それと、経営者ね、また業者というんか、請求額。この中には、例えば1カ月を30日と計算しますと、金額が28万2,835円で、内訳が介護保険利用者負担、これが1割負担で2万8,284円。そのうちの9割に当たる公費、これが25万4,551円。これを合すると今の28万2,835円という請求書が事業者から出ておるわけですね。これに間違いありませんか。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 市のほうへ請求される費用は、介護保険で定められた9割相当分が市のほうに請求されます。
- 18番(大原 功君) そう長く言わなくていいから、ここに書いてある、あなたに見せたでしょう。このとおりですかということでもいいです。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 25万4,531円で請求されます。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。
- 18番(大原 功君) そうすると、同意書についてもありますけれども、送迎、無料実施ということで、往復10キロ以内は無料とありますが、これほどまでのことをあらわしておくことですか、場所的に。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 基本的にこのグループホームの同意書の往復10キロ以内という明記について、明確な記載はありませんので、その分については不明であると思います。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。
- 18番(大原 功君) そうすると、運転日報なんかありますか。ただ、同意書だけに無料と書くだけで、運転日報なんかがあると思うんですけども、これありますか。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 2月のたしか1日だったと思いますが、監査で現地指導させていただきました。そこで確認させていただきましたが、自動車の運転日報はございました。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。
- 18番(大原 功君) あるということは、まあ見せていただくということですね。そうすると、代行料については、一体1回幾ら往復で払っているわけなのか。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 代行料につきましては、1時間当たり1,000円であったり、1,500円であったりということになっておりますので、運転日報とか、それから個人さんの記録簿なんかを確認しまして、その時間で請求はされておりました。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今の市町村ね、銀行、郵便局、社会福祉事務所などの手続については1回500円と書いてあるんですけども、あなたが言う今の1時間当たり1,000円ということとこれとは大きく違うんですけども、この辺はどうですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 付き添い料は、同意書では1,000円とか1,500円、郵便局、社会保険庁、役場、銀行については1回500円という記載がありました。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、今あなたが言う、例えばK病院まで行くのに、往復にしても6.2キロとか7.8キロしかないんですね。今の2ルート、森津の里、これからいくと、今の藤の棚から森津橋に行くコース、このコースがいわゆる片道で3.1キロ。それから、日の出橋を通っていくのが3.7キロというふうであって、往復にしても10キロ以内ですけども、この10キロ以内を往復で1時間もかかりますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 往復のみでは1時間はかからないと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、あなたの言う1時間当たり1,000円とか1,500円というのはどういう意味になりますか。どこまで行っておるんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書によりますと、スタッフが付き添う場合というふうになっておりますので、付き添う場合1,000円、医療機関の窓口、それから診療までの付き添い区間を含めて1時間を超える。それから、運転記録、個人記録からいきまして、その医療機関の滞在時間ということからして、そういう形になると考えております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 私は、さっき代行料というふうで、あなたが1時間当たり1,000円とか1,500円というふうに言われたと思うのね。付き添いというふうにあなたは言ってないはずで、さっき。どっちなんですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書の中ではスタッフが付き添う場合という形になっておりますが、請求書のほうでは代行料となっております。同意書と違う名目でありましたので、これは全く不適切だと思っております。

それから、もう一つつけ加えますと、K病院でございますけれども、仮にK病院が協力医療機関であったとするならば、この部分については1,000円を取るべきものではないと……。



- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そうすると、あなたに聞いておいてあれですけども、スタッフね、付き添いとあるんですけども、スタッフというのは介護グループの中の職員なのか、従業員なのか、あるいは新たに雇用した方なのか、どちらなんですか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） スタッフというのは、介護職員であったり、事務の職員であったりということであって、新たに雇用した者ではないと説明を受けました。
- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） スタッフの職員が付き添うときに1時間1,000円、これは朝9時から夜7時までと。それからもう一つは、1時間当たり1,500円が夜7時から朝7時までとありますが、これは間違いないですか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書ではそのような記載になっております。
- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そうすると、付き添いの介護、患者さんの時間、日報というのはありますか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 全て確認したわけではございませんが、日報はございます。
- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） 一番初めに聞きました公費の不正請求はなかったということで答弁がありました。1カ月を30日として計算をしますと720時間です。1日は24時間ですから、これを30掛けると720時間になります。患者さんが24時間介護をして保険料を払ってみえると思いますが、これは本当ですか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 施設介護というのは、24時間連続して介護が行われるものと考えております。
- 議長（佐藤高次郎） 大原議員。
- 18番（大原 功君） そうすると、森津の里、この請求金額は、例えば1カ月を30日という計算をしますと、公費の負担金額、これは9割ですから25万4,551円、こうなっております。そうすると、1日当たりの介護の公費の負担は8,485円ですが、これで間違いありませんか。
- 議長（佐藤高次郎） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 介護度によって変更がございます。要介護1から要介護5までにそれぞれありますので、8,485円というのは、ちょっと私、きょうは資料を持っておりませんが、その金額でない場合もございます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先ほど言ったように、この金額を1日当たりで計算して割ってくると、1カ月30日という計算だとこの金額になるんですね、計算しますと。あなたには、この間、全協でも申し上げたように、私の質問でわからんことがあったら尋ねてくださいというふうに私言っておきました。市長も聞いていますね。だけど、あなた、一遍も私にその後お尋ねもなかったから、確かにこれは全部あなたがクリアしておるといふふうに思って、今、聞いておるわけなんですね。そうすると、1日当たりの金額がこの金額になりますから、もしあれだったら、ほかの方がおりますから、計算をして割り出せば、この金額がここにうたってありますからね。その金額を割り出してくると、1日当たりの金額は8,485円というふうになるわけですね。いいですか、もう一遍。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 今、ちょっとその資料を持ち合わせておりませんが、全体が28万2,835円とするならば、これを1日当たりに換算するとそういう形になるかと思えます。

○議長（佐藤高君） 大木副市長の補足答弁。

○副市長（大木博雄君） 調べてみないと定かではありませんけれども、要介護につきましては月額幾らというふうに介護度によって支給額が決まっておるはずなんです、それで……。

○18番（大原 功君） あなたたちがくれたし、向こうから来たやつをうたっておることを言っておるんだから、ほかのことはいいんですわ、別に。

○副市長（大木博雄君） それで、一応月額で幾らと決めておりますので、ひょっとしたら途中で退所されるとか、途中で入られるときには日割り計算をするかと思いますが、これ一遍確認しますが、全てが日割りではないような気がしますので、一遍確認はさせていただきます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 医療なんかを見ると、薬なんかは何点で幾らとか、何点で何円とかとなっておるね。なっておるわけね。私が先ほど一番初めに聞いたのは、この金額は24時間介護施設で見た金額がこの金額ですかと言ったら、あなたは、これはそうですよという話だったね。先ほど副市長の言う、見方によっては値段が違うということとは、これは違うと思います。これ、文書に書いてありますからね。これ、1カ月という計算にしてあります。そうすると、公費の介護保険負担、これは1日を24時間としますと、1時間当たりで公費の支

払われておる金額は353円54銭になります、1時間当たり。こういうことで間違いないですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 1時間当たり353円になります。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 本人の負担につきましては1日当たり942円8銭ということで、1時間当たりになりますと39円28銭というのが本人負担ですけれども、これ間違いないですか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 1時間当たり39円です。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 患者さんの場合で介護保険利用負担というのは、1カ月30日という計算だと、先ほど言ったように2万8,284円ということになっておりますから、これは先ほど言ったようにわかります。そうすると、ここに代行料1万3,000円と書いてありますけれども、この1万3,000円というのは、代行料が、あなたが言う1時間当たり1,500円とか1,000円と言っておると、この1万3,000円というのはどこから出てくるんですか。K病院には4回しか行っておりません。4回行って、代行料1万3,000円となっておりますから、この金額はどこから出ますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 1万3,000円については、それぞれの運行記録等を確認して確認できるものと考えております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先ほども言ったように、私の質問はわかっているから、あれから、たしか6月6日でしたか、あのときから見ると10日近くたっておるわけですね。この間に、私はあなたがいつ聞きに来るかなあとということを思っておったんですけれども、全くクリアしてみえるということを思ったから、私から言うこともなかったんですけど、請求書の中には内訳は載っておらんわけやね。そうすると、この代行運賃というのは、スタッフの付き添いの金額が幾らで、代行運賃が幾らで1万3,000円になってますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） この請求書の1万3,000円につきましては明確な記載がされておられませんので、そういった意味ではまことに不明確なものだと思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 先回、一般質問したときには、ここに一般質問のあれがありますけ

れども、このときには記載がないから違法にはなりませんということですが、ここに記載が1万3,000円ときちっと出ておるわけやね。この点についてはどうですか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 運営規程に記載のない徴収金については、まことに記載すべき基準、運営規程は基準から成っておりますので、不適切なものだと考えております。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 経営者から患者、または家族に請求書を出す中に、請求書の欄に付き添い料、あるいは代行料。代行料は書いてありますけれども、付き添い料が幾らであったということは、あなたに渡した173ページ、ここの中のものを見るのに私は半年かかりました。だから、これを調べた中で見ると、一回も付き添いの欄の中に記入がしてないんですけども、あなたが言う、分けて計算をするというのはどこにありますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書の欄にある付き添い料と請求書の代行料は、想像はできるものの、同じ名目を使っておるものではありませんので、これはこの間、実施指導したときに、あくまでも同意した項目と同じような名目にしなければいけないという指導はさせていただきました。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この同意書の中にはきちっと明細が書いてあるわけやね、分けて分けて書いてあるんですけども、なぜこれが今の1万3,000円とか、4回で1万3,000円ですよ、代行料が。そうすると、例えば代行料が、市のほうへ来る距離とK病院まで来る距離は恐らく一緒ぐらいの距離なんですね。片方のほうの市町村へ来る、それから銀行、郵便局、社会福祉事務所、これは500円となっていますね。500円となるということは、私の計算でいくと、K病院まで来ると、500円で計算すると、1万3,000円払っている方は付き添い料が1万1,000円という計算になるんですけども、こういうふうになりませんか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 同意書においては、付き添い料と郵便局、銀行、その他の諸手続500円と分けて書いてあります。この部分については全て運営規定に記述してありませんでしたので、これは返還という形を指示させていただきました。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 代行料、事業を営むには特定取引法という定めがあって、会社の場合だと定款に事業目的をうたわないかんというふうになっておると思いますが、これについてはどうなっていますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 今、定款を手元には持っておりません。しかしながら、会社というものは定款に基づいて事業展開されるものでありますし、法務局にも登録されるものであります。介護保険のサービス以外のものも事業に入っているかもしれませんが、介護保険のサービスが定款には入ってなければなりません。以上です。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ということは、代行料というのは全く無許可の営業。こうなると、これ会社ですから、当然事業をやっておれば利益があるんですから、法人税というのは国に払ったりしますね。所得税もそうですね。それに消費税とか、いろいろなことがありますけれども、国に払う金額等あるわけね。国に払った金額ね。私も会社をやっておりますから、法人税とか所得税、この場合は国ですね。消費税もそうです。そして、その中で、国が47都道府県の中で地域によって案分されて、いろいろなものについて、特別交付金とか交付金、先ほど市長も言われたように合併特例債のそういうのを借りるとか、そういうのも全部含めて国からくれるわけね。一応貸してくれたり、もらうやつもあるんですけれども、これについては、全く法人税に、税金に対しても弥富市がもらう金額が全く入っていないというふうになるんですけれども、この点については、あなた、どう思いますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 介護保険で運営されるこれらの施設というのは、議員がおっしゃるとおりほとんどが税金で行われるものであります。こういったものは正しく申告されるものでなければなりません。以上です。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 代行料というのは、もともと認知症の方をK病院とか、S病院とか、M病院に搬送したりなんかするわけですね。そういうことは、全く無許可営業ということで、本当に市長が言う市民が大事とか、安全・安心ということに欠けておると思うんですけれども、この辺について、あなた、どう思いますか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 安全・安心という部分では、3月議会でも市長が申し上げました。あくまでも安全・安心を確保するのであれば、公共的なタクシーであったり、バスであったり、そういったものを推奨していくのが本来一番安全な方法ではないかということは3月議会のときに市長が答弁したとおりでございます。

○議長（佐藤高君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） そもそも森津のグループホームは株式会社でございます。当然定款等もございます。それで、無許可営業ではないかという御質問ござい

ますが、介護保険法による指定をしておりますので、無許可の営業ではないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 無許可の営業ではないということは間違いないですか。中部運輸局とか、陸運局の道路交通法によって、運賃を取る人は許可、あるいは認可を受けなきゃいかんということになっています。これは、あなたが言う介護法によって、平成18年からは届け出、介護、移送するについては認可や許可をしましょうとなっておりますね。そうすると、これは、あなたが言う認可を取っておるということ間違いないですか。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほど私が申し上げましたのは、株式会社という観点から申し上げたことであります。道路運送法上の許可、もしくは登録が必要であるかないかということにつきましては、代行料、いわゆる付き添い料が、この中に運賃が当てはまるかどうかということでございます。これが中に運賃が当てはまるということであるとするなら、当然許可、登録は必要となっておりますが、この代行料につきましては、この中に運賃は入っていないということを中部運輸局で確認をいたしましたので、許可、登録は必要ないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 運賃に入っていないって、さっき、この1万3,000円代行料と書いてある。これは運賃じゃないんですか。これ、何の1万3,000円ですか。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 先ほど申し上げました1万3,000円の中につきましては、名目は代行料ですが、その中の詳細を調べてみますと、付き添い料ということでございましたので、その中に運賃は入っていないというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、請求書に代行料と書いて、1万3,000円と書いてありますね。この請求書というのは全くにせものの請求書。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） その1万3,000円につきましては、例えばその施設に入ってみえる方がK病院というところに行かれたとしますと、先ほど議員がおっしゃられたように、昼間ですと1時間当たり1,000円、夜間ですと1,500円ということになるわけですが、そういった中でも、1時間で帰ってこれないことも十分に考えられますし、当然待ち時間もあると思いますので、そういったものを積み重ねてきた職員の人件費と申しましようか、そういったものでございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今の1万3,000円ということは、付き添いの分も含めてなのか、代  
行料として、市役所まで来る。K病院は近くにあります。物の距離からいったら向こうのほ  
うが近いぐらいですね。それが500円であって、あなたの言う時間とか、こういうことにな  
ると、この同意書というのは全く悪質のような気がするんだけど、そう思いませんか。  
1万3,000円というのはどこから出てきたんですか。内訳をちょっと教えてください。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 手元にありますのは、ちょっと違う件で、前に議  
員がおっしゃられた8,500円があるのではないかとということで調べたんですが、それと同等  
だというふうに私は思っておるんですが、この1万3,000円につきましては、先ほどから何  
回も申し上げますが、職員が付き添って病院等に行かれた場合の時間によって1,000円だっ  
たり1,500円だったりするということで、職員の人件費だということで思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうすると、グループホームからK病院におった時間は一体何時間  
ですか。1カ月のトータルでいいです。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 申しわけございませんが、1万3,000円の明細に  
ついては今ここに持ち合わせておりませんが、前に議員が8,500円ということで申されたも  
んですから、それを調べますと、この方は、職員が付き添ってK病院に行かれて、例えば夕  
方の6時から7時まで1時間ですが、これは7時前でしたので1時間当たり1,000円という  
ことのでございました。それから、この場合ですと、ちょっと救急で病院に運ばれたというこ  
とで、引き続き夜の7時から9時まで、これが2時間になりますので、これが1,500円で2  
時間ですので3,000円ということですよ。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 違う違う。それを聞いておるんじゃない。私が聞いておるのは、介  
護ホームから病院に何時間おりましたかと。トータルで1カ月ね。1万3,000円という金額  
が出ておるんだから、付き添い料が1,500円とか1,000円になっていますから、何時間K病院  
におりましたかということ。K病院に4日間おったということが書いてあるんです、1万  
3,000円は。だから、K病院に行ったときの介護を見た金額が、代行料と別に付き添い料と  
いうことで計算を分けてすると、施設から患者さんが離れた。この施設にいないんだから、  
離れて、K病院には何時間おったという計算になりますかということ。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 代行料、いわゆる付き添い料ですが、あくまでも

これは病院におった時間ではなくて、介護の施設から病院へ行かれて、それからまた本人さんを連れて施設まで戻ってきた時間だというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） そうじゃなくて、ここに1,500円とか1,000円と書いてあるから、その中で4日間、4回行った中で1万3,000円になっているから、ここの施設から離れて、K病院におったのは何時間ですかと。介護料、付き添い料を取っているんだから、取った分は何時間ですかということをお願いしておるわけ。

○議長（佐藤高清君） 山田民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（山田英夫君） 同じ答えになってしまうかも知れませんが、あくまでも施設から病院へ行かれて、病院から施設に帰られる時間だというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 以前、私どもが3月議会の前に、1万3,000円の内訳ということで、その費用の内訳という中の1万3,000円という用紙ですね。今、議員がお持ちでしょうですけども、その内訳については、今、こちらのほうで調べることはできません。なぜならば、そこの事業所に行って、運行記録と付き添い記録を確認して、何時間その施設を離れたか。病院だけではなくて、その施設から病院へ行き、病院から帰ってくるまでの記録が運行記録、あるいは職員の勤務記録、それから当然残業とかが発生すれば、残業等の届け出といったものをもう一度確認しなければなりません。先般というか、春先に資料を提供させていただいたのは、請求額だけで確認をさせていただきました。中身の分までについては改めて確認する必要があると思いますので、時間をもらいたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） あのね、課長、この間聞いたときは、あなたはこの1万3,000円の中に代行料と向こうのスタッフ代を含めた金額ですということをお前は私に言ったがね。あなた、2階で私が聞いたときに、テーブルに座ったときに、この1万3,000円はどういうふうですかと言ったら、あなたは、ここには代行料というふうに書いてありますけれども、代行料の中に介護スタッフの金額も含んでおりますということをお前さんに言われたでしょう。違いますか。

○議長（佐藤高清君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） これは付き添い料を代行料という名目、名目が違うんですが、代行料という名目で請求したもので、これは100%付き添い料だと私は考えております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。



- 18番(大原 功君) そうすると、先ほど聞いたように……。
- 議長(佐藤高君) 答弁漏れ、課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 代行料の中に500円とかいうのも入っております。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。
- 18番(大原 功君) そうすると、今の残った1万3,000円の中ですけれども、1カ月は720時間ですから、1時間当たりになると353円が公費で払われておるわけやね。その中で、例えば10時間、この方が介護施設から離れたんですから、離れたということは、この請求額の28万幾らじゃなくて、10時間引いた、三千幾らを引いたものが介護施設から公費に請求をする。違いますか。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 介護保険の施設では人員基準という配置基準が定められておまして、仮にその施設を離れたときに、その者が介護保険で指定されたスタッフ、介護者だとすると、その介護者がその施設から離れた段階で、その方はその施設にいないものですから、いないものとして計算をしなければなりません。いないものとして計算したものが基準に沿っていれば、それは合法的なものと考えております。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。
- 18番(大原 功君) そういうことは、今聞くように1時間当たりの353円というのは実際には公費でね。私も介護保険を払っております。うちの女房に聞いたら、2カ月で1万9,100円と言いましたから、1カ月だと9,550円か払っています。これは、誰しも健康であっても、40歳以上の方は介護保険に入らなきゃいかんわけね。弥富なんかでも、恐らく2万5,000人ぐらいの方が40以上の方だとおおむね思うんですけれども、この方はまじめに払ってみえるわけね。払ってみえるんだけど、市のチェックが全然なかったから、請求どおりこれを払っておるといことは、公費の不正を請求されておるといことを知らなかったということになるんじゃないですか。この辺どうですか。
- 議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 3月議会、あるいはことしの……。
- 18番(大原 功君) 余分なことはいいで、今のこの金額のことだけ。
- 民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) はい。給付については、実地指導と監査は弥富市がしなければなりません。しばらくの間、18年から実地指導、監査の業務がこちらへ来ていました。それについて、今まで行われていなかったことについてはまことに遺憾と考えております。
- 議長(佐藤高君) 大原議員。

○18番(大原 功君) そういうことは、先ほど言ったように、私も少しは介護の恩恵を受けておるとは思いますけれども、やっぱり先になってから、1割負担で見ていただけるということで、安心してみんなが払って見えるわけやね。市長の言う平成19年の2月5日の日には、市民税を一円も税金の無駄遣いをしないということをするとかかなりのエラーね。あなたたちが見損なつたと、こういうことになるわけやね。だから、今の介護にしてもそうです。例えばデイサービスだって、迎えに行きますね。迎えに行つて、お風呂へ入れたり、介護して、うちに帰る。ベッドに相手を寝させるまでの金額が8,000円とか1万2,000円とかいうふうになるわけやね。5時で終われば、5時1分からはデイサービス、市には責任がないわけやね。そうすると、私が言うのは、一番初め、28万幾らという金額が時間で1カ月にすると720時間。720時間をあなたは見ているということで計算すると、介護施設からこの方は出られたんだから、出られた分の分は10時間なり何時間なりというのが今まで何回あると思います。これはただ1件だけのことで、これだけの分を調べた中で、これだけの金額が公金として不正に請求されておつて、この点については刑事告発をするのか、被害届を出すのか、この辺についてはどうですか。

○議長(佐藤高君) 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長(佐野 隆君) 2月の当初だと思いますが、私ども、実地指導を行った上で、このように介護従事者が付き添いをした場合、その分をいないものとして計算するという事は重々わかっておりましたので、その施設の職員の方のタイムカード、それから運行規定により、その方々がいつ離れたかということもチェックして、その方がいないものとして、その施設の給付が法に合っているのかどうかを確認させていただきました。今の状況の中では、全部ではないですよ。私どもが調べた月においては、適正にその基準を満たしていたということを報告させていただきます。

○議長(佐藤高君) 大原議員。

○18番(大原 功君) 先ほど一番初めに言ったように、銀行とか郵便局ね。こういうのなんかは、前にも、当時弥富町ね、このときにはたしか1,500万ぐらいだったと思ったが、当時は痴呆症と言いましたけれども、今は認知症。寄附をしていただいたことがある、たしかね。認知症の方に。これ、三宮議員に聞いたら、ちょっと記憶がないと言うんだけど、当時はたしか加藤恒夫君のときだと思ったんですけど、もらうもらわんということで、お金があれば寄附したらいいんじゃないと言ったら、それが本当になって、息子さんも出て、たしか社会福祉協議会かそういうところへ寄附をされたというのが私は記憶がありますし、前の古い課長や部長ぐらいだったら多分よく知っておるとは思いますけれども、今、認知症の方、ファンドとか、証券会社とか、いろんなことをやられて、お金をおろされておるといふこともあるわけね。

ここの請求書の中に、銀行、郵便局に一遍もこの7年間に行っていないと。これは私は、臆測というか、自分の思っておる考え方ですけれども、本当に患者さん自体が銀行に行っていないのかなというふうに不審に思うんですけれども、もし行っていたなら、介護の中で必要な金であれば、当然おろしてその中で使われておると思うんですけども、ここのところにおむつ代のゼロとか、レクリエーションゼロというのが書いてあります、ここにきちっと。そうしたら、同意書の中に、スタッフとか、それから代行料、こういうのが普通は書くべきじゃないの。この辺のところ、どうですか。

○議長（佐藤高君） 佐野介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（佐野 隆君） 議員のおっしゃるとおり、運営規程、運営基準に、重要事項説明書において、内容的なものが請求書に全て、第三者、あるいは他の方に見ていただいて、ほかの思いが想像できるような状況の請求書はまことに不適切だと考えております。あくまでも運営規程と運営基準と、それから同意書というのは同じ表現、同一の表現が最も望ましいと考えておりますし、請求書の中に書き切れないのであれば、別添の明細という形で正しい項目を設けて、きちんと説明すべきものだと考えております。以上です。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） この請求書の中には、下に備考欄というふうで病院と書いてあるわね。だから、書ける金額が幾らでもあるんですね。

それともう一つは、不適切な処理ということであなたはよく言われるけれども、普通、市が肩を押しておる方がこれだけの不祥事があって、経営者としてこの問題が適切であるか。認知症だから、わからんでいいというふうで、私が調べたから、これだけの公費でも余分に払っておるわけなんです。先ほど言ったように、弥富市も40以上の方が2万5,000人ぐらい見れば、その方は、いわゆる正社員じゃなくてもお金を払ってみえるわけやね。雇用がどんどん続きましたというふうに言われるけれども、3人に1人は正社員じゃないんですね。その方でも、所得が少なくても保険料を払って、それには市が努力していただいて、そして、安全で守っていただける。そういう思いで皆しておるわけね。これが全部、今言ったように3つも4つもエラーがあったら、市として一遍どういう考え方なのと。処罰をすとか、それぞれのあれがあると思う。これだけ違反しておった人が許可申請されてやられたら、弥富市の高齢者の人間、あるいは認知症の方は食いつぶされちゃうというふうに思う。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

大原議員から、グループホーム、介護全般について、3月議会に続きまして、今6月議会におきましてもさまざまな観点から御質問をいただいているところでございます。

当該事業所のグループホームの運営に当たり、的確な指導をいただいているというふうに

思っているところでございます。私は、特別養護老人ホーム、あるいは有料の老人ホーム、あるいは当該のグループホーム等におきましての事業の運営に当たりましては、先ほど来話をさせていただいておりますように、運営規程、そして最重要事項の説明書、あるいは同意書ということについて、利用者、あるいはその利用者の家族に対して徹底をされなければならないというふうに思っておるところでございます。

冒頭のところ、大木副市長のほうから、介護保険法の第74条第4項の規定に基づきまして、このことが明確に定められているわけでございます。いわゆる運営規程と最重要説明書ということをきちっとしたいなさいということとされておるわけでございます。

そうした中において、介護保険給付の対象外のサービスにつきまして、記載があれば何も問題ないわけでございますが、今回、該当の事業所についてはその記載がないから、このような形で、大原議員の御指摘のとおりでございます。私どもといたしましては、このところにつきましての運用の中で、この料金について、利用者、もしくはその利用者の家族にお返しをしなければならぬということにつきましては、今、徹底的に調べておるところでございます。今、そういった形の中では、お返ししなさいという形で指導をさせていただきました。

そして、今月、もしくは来月のところで監査に入りたいと思っております。そして、それでも改善されない場合においては勧告書を出させていただきます。

ごめんなさい。監査に入り、そして勧告に入り、また命令書という形でしっかりと利用者に対して不正に請求されたものにつきましては返還するように進めてまいりたいと思っております。

今回の3月議会に続き、大原議員からはこのような点について、不明確である。もしくは同意書という内容の書類について、いわゆる重要事項の説明を本来書かなきゃならない問題、あるいは運用規定について、しっかりと書かなきゃならない問題が、同意書一枚において書いてあるもんですから、それが私は徹底されていないというふうに思っているところでございます。

この説明書につきまして、私ども市側のチェックも少しミスがあったかもしれませんが、今後は他の事業所同様にしっかりとチェックをしながら、この当該事業者等のグループホームの運営について、しっかりやっただくように指導していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 今、市長が言われたように、経営者というのは、その目的をして経営しておるわけね。それには、安全で安心で円滑な事業、こういうことが目的なんですね。それを思って、皆さんが所得の少ない中でも、介護、あるいは保険料、いろんなものを、税金等も含めてですけれども払ってみえるわけです。私が調べたからこの金額が出たわけなん

ですけれども、まだようけありますから、これだけのことで1時間済んでしまったから、また9月議会も続きをやりますから、ええかね。まだいっぱいあるんです。私は半年かかってこれだけ調べたんですから、今言ったことはたった1時間しかないんですから、またこれだけいっぱいありますから、こういうのも含めてきちっとしていただかないと、なぜかという、市長も言われるように高齢者が1万人からいると。ある人が守ってあげなきゃいかんの。ない人については、ある人が守って、ない人もある人もやっぱり守っていただかなきゃいかん。努力をしてもらう。こういうふうがやっぱりこれからの社会保障、いろんなものがあります。そういうのを含めて、時間がないからこれで終わりますけれども、また9月議会にもう一遍聞きますから、それまで答弁をきちっとやってください。今の答弁では全く納得いかないということで、終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は2時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時01分 休憩

午後2時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に平野広行議員、お願いします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行。通告に従いまして、質問いたします。

今回は弥富市のまちづくりについて、第1次弥富市総合計画の中にあります環境先進のまちづくり構想の中で、ごみの不法投棄対策の推進について質問いたします。

いわゆるごみのポイ捨て行為は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、または軽犯罪等で禁止されていると考えられますが、一般市民のポイ捨て行為は実際上法執行の対象となっていないことが各市町における条例制定の背景となっていると思います。

本市でも、弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例が平成8年に制定されていますが、余りうまく機能していないのではないかと思います、条例の改正も視野に入れながら質問いたします。

私がフィクションで文章をつくりましたので、ちょっと聞いていただきたいと思います。

株式会社弥富商事の社員A君とその上司である課長の2人が弥富市の楠にある川崎重工へ出張に来たと想定し、2人の会話の中から弥富市のごみ問題を質問いたします。

昼12時に近鉄弥富駅に着いた2人は、川崎重工へ向かうのに駅から川崎重工まで約10キロあり、途中弥富市内の様子を何か所か見たいので別々に行こうということで、課長はタクシーで、A君は南部ルートのコミュニティーバスで向かうことになり、近鉄弥富駅南口発12時10分のコミュニティーバスで出発しました。

一方、課長はきれいに整備された中央幹線を走り、途中、三稲の堤防から西尾張中央道に

入り、3月30日に開通したばかりの鍋田ふ頭への進入道路を通過して、川崎重工へ着きました。

一方、コミュニティーバスで出発したA君は、海南病院、日の出小学校、弥富中学校、海南こどもの国、鍋田支所、潮見台霊園、いこいの里を通過して、川崎重工へ到着したのは1時5分、約1時間かかりました。

仕事を終えた2人は、川崎重工前4時23分発のコミュニティーバスに乗って、野鳥園、潮見台霊園、いこいの里を通り、来たときと全く逆のコースを通過して、5時30分に弥富駅南口に到着しました。

帰りのコミュニティーバスの中で、2人は弥富市内の感想を話し合っていました。その会話の内容であります。

まず課長が、「僕はタクシーに乗って、25分で川崎重工まで来たけど、君はコミュニティーバスに乗って、いろんなところを回ってきたから1時間もかかったねえ。ちょっと長いなあ」「しかし、課長、朝7時30分発のコミュニティーバスは途中弥富中学校と寛延にとまるだけで、直行バスになっていますから、約30分で到着しますよ」「そうか。通勤の人のことを考えて直行にしてあるんだな。なかなか考えて運行しているなあ。僕はタクシーに乗って、駅前から平島地区の住宅街を通過して、中央幹線を走ってきたけど、道路は広くて、よく整備されていたよ。住宅街もきれいに区画整理されており、弥富市は都市計画税も取っていないし、中学生までは医療費は無料だから、子育てするなら弥富と言われているんだよ。さすが名古屋市のベッドタウンとして一番便利で住みやすいところだと思ったよ。しかし、中部地区から南部地区へ入ると、まだ中央幹線道路が整備されていないところもあり、また田んぼのあぜには空き缶のポイ捨てや家庭ごみのポイ捨てがたくさん見られたよ。特に三稲の堤防を通過したときには、堤防の下、そしてのり面はもちろん、道路上にも家庭ごみの入ったビニール袋が幾つも散乱していてびっくりしたよ。堤防下は雑木林になっていたり、草むらがたくさんあり、そこに空き缶や家庭ごみがたくさん捨てられてあったねえ。また、地元鍋田地区に住んでいる親戚の人に聞いた話だけど、排水路にはテレビ、古タイヤ、冷蔵庫等の粗大ごみが不法投棄されているようだ」「へえ、やっぱり駅前や平島の住宅街のようにきれいにしているところにはごみはポイ捨てしないけど、南部地区のように田んぼが多いところ、草むら、雑木林がある、人目につみにくいところにはごみは捨てられるんだね。特に三稲の堤防下は、飛島村の企業、弥富市の企業へ働きに行く三重県方面からの通勤者の車からのポイ捨てが多いと言っていたよ。やっぱりきれいなところで生活したいし、弥富市内はきれいでなくてはいけないよ。ごみのポイ捨てをなくすよい方法はないかなあ。基本的には個々のモラルの問題だけど、それだけでは済まされないような状態になってきているようだ。弥富市でも職員の方がいろいろ対策を考えているんじゃないかなあ」というのが、川崎重工へ出張に来たA君と課長の会話であります。

2人は、弥富市南部地区のごみの現状について話していました。しかし、弥富市には東名阪、155号も通っておりまして、北部地域におきましてこういったポイ捨ては多いと思います。弥富の全域について、ごみのポイ捨ての問題について、まず市長の認識を伺います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答えを申し上げます。

大変ユニークな、フィクションとはいえストーリーをつくっていただき、御質問をいただいているわけでございます。弥富へ出張された方にいろんな弥富を見ていただきました。いい面での弥富、そしてごみのポイ捨てが非常に多いというような状況での弥富を見ていただいて、私どもといたしましてはうれし恥ずかしというようなところでございます。

また、川崎重工さんに出張ということでございますが、私ども、川崎重工さんも大変重要な位置づけの企業であるということも含めてお話をさせていただきたいというふうに思っております。

私も、ほとんどの朝、今、弥富インター周辺を歩いているわけでございますが、ごみのポイ捨てであるとか、空き缶のポイ捨てが非常に多いわけでございます。そうした意味でも心を痛めているところでございます。そしてまた、東名阪の南側ののり面のところにつきましても、そういったような状況があるわけでございます。草むらの中にポイポイ捨てるというような状況が後を絶ちません。県のほうにお願いをいたしまして、草を刈っていただき、あるいはグリーンシートをしっかりと敷いていただいて、草が伸びてこないような状況をつくっていただいております。また、シルバーさんにおきましては、新しい回収のポイントという形でふやさせていただきました。

そしてまた、問題の南部地区におきましては、テレビであるとか、古いタイヤであるとか、あるいは産業廃棄物といったような大量の不法投棄があることも十分私は認識しているところでございます。

そういうような状況の中で、いろんな形で御質問をいただいたり、地域の皆様から監視カメラの設置をしたらどうだということをお伺いし、その方向で定めさせていただきました。また、現在は3人の方に環境衛生の指導委員という形で委嘱をしているところでございます。そういった形の中で、鍋田地区の皆さんの御協力をいただきながら、ごみのポイ捨てをなくしていこうということに努めさせていただいているところでございます。

また、市民の皆様も多くのボランティア活動の中で、市内全域において、ごみということに対して積極的に取り組んでいただいているというふうに思っております。この場をかりまして厚く御礼を申し上げますところでございます。

いずれにいたしましても、ごみのポイ捨てということにつきましては十分認識しているところでございますので、今後しっかりした対応をしていかなきゃならないというふうに思っ

ているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長から、ごみの現状認識はあるということで、市長も朝歩いてみえるそうなので、そういったところも特に目をつけて歩いてみえるんだなあということで感心をいたしました。

総論につきましては市長のほうから伺いましたので、次は各論について質問いたします。

弥富市内のごみのポイ捨てについては、現在、シルバー人材センターを中心にして対応していると聞いておりますが、その内容について説明を求めます。回収ルート、あるいは回収の日数とか、どれぐらいのごみの量があるか、回収の処理の費用はどれくらいかということの説明を求めます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

回収ルート及び日数についてでございますが、散乱ごみ拠点及びその周辺、月1回回収が62カ所、散乱ごみ広範囲回収、月1回回収が5カ所、月1.5回回収が1カ所、月2回回収が5カ所、計11カ所と仕様書には明記しておりますが、委託業者シルバー人材センター独自のルート17コースを作成し、回数についてはまちまちでございますが、不法投棄の多いルートを優先的に回っていただいております。

次に、回収量ですが、シルバー人材センターの24年度回収量が8,120キログラム、ごみ収集業者不法投棄回収量が7,290キログラムとなっております。

次に、回収処理費についてでございますが、シルバー人材センターごみ回収作業費、これは草刈りとごみ分別作業費を含んでおりますが、422万1,000円でございます。ごみ収集業者による不法投棄ごみの回収142万4,850円、不法投棄家電運搬処理費30万2,686円、廃タイヤ処理費9万300円、合計603万8,836円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ただいまの説明の資料を私もいただいております。これを見ますと、マニュアルは作成されておりますが、ある程度シルバーの方に任せて、特に不法投棄の多い地区を重点に回収業務を行っている聞いております。

この中から、特に3カ所が回収頻度が高い地区となっているのがわかります。つまり不法投棄が多いというところであります。これ、ただいま私の手元にあるルートの資料であります。AからQまでルートがあります。この中で、特に多い地区が3地区ありまして、Iルート、これが東名阪の南側道路予定地、水資源道路から五明の交差点間は両側、西中地の北交差点は高架下空き地分も含めるというIルート。それからEルート、これは大藤団地から森津公園、中川鉄工団地、大谷公園、ずっと鍋田地区、鍋田干拓のほうへ行きまして、鍋田支



所、間崎公園となっているEルートであります。最後がLルート、弥富港から境港に至る県道であります。というふうになっております。

また、今も説明がありました。不法投棄、散乱ごみの回収及び資源ごみ運搬等も含めた費用ですね。私の資料では平成23年度が668万、24年度が600万円とかなりの額になっております。今後はこの費用をいかにして減らすかを考えていかなければなりません、その減らす方法を次に質問させていただきます。

平成22年の12月議会におきまして、私の先輩であります立松議員から提案がありました不法投棄監視カメラの件ですが、現在、鍋田地区に2台設置されていると聞いておりますが、まずその効果について説明を求めます。ちなみに、弥富総合計画の実施計画の中での自己評価ではBランク、つまり達成度75%に位置づけられております。この件につきまして説明をお願いします。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えします。

鍋田町の不法投棄の多かった場所に、議員言われるとおりカメラ2台を、中央幹線等にもカメラを設置したところ、不法投棄がなくなり、カメラを設置した効果が大いにあったと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ごみはかなり減ったということでありましたが、これは、先ほど説明がありましたが、定期的に行うポイ捨て・不法投棄処理とは別に、突発的に発生する回収費用ですが、私に届いている資料によりますと、21年度が251万6,000円、22年度が241万8,000円、23年度が245万9,000円、24年度が181万7,000円となっております。平成21年度から23年度は約240万から250万であったのが24年度には約180万円となっており、60万円から70万円、率にすると約30%の減となっております。特に廃タイヤについては54%、半分近くに減っております。これらは、全てがカメラによる効果とは言えませんが、かなり効果があったと思われま。

空き缶等ごみ散乱防止推進員の方が毎日見回って、不法投棄があれば、すぐに環境課に電話し、また環境課の対応も素早く、すぐに片づけられるようになったと聞いております。ここで言うごみ散乱防止推進員の方ですが、どういう方かといいますと、条例にございますので、ちょっと読ませていただきます。

弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例の第10条、市長は、地域によるごみの散乱の防止のためにごみ散乱防止推進員を選任し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。1から3まで項目がありまして、1番が、市民に対する指導及び助言に関する事項、2番が、市民に対する啓発に関する事項、3番が、第2項に掲げるもののほか、ごみの散乱防止のため

に必要な事項と、こんなような規定になっております。

現在、本市内には鍋田地区の3名の方がこのごみ散乱防止推進員になっていると聞いております。そして、大変活躍をされているというふうに伺っております。

ごみが置いてないから、ごみをその場に置きにくいということで、やはりカメラとごみの散乱防止員の方の巡回、そして環境課の素早い対応、この三者の相乗効果によるものだと思います。今後もこのような体制で臨んでいただき、不法投棄ゼロを目指して、頑張ってくださいと思います。

続いて、弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例、今説明しました条例について質問させていただきます。

ごみのポイ捨てに関しては、弥富市空き缶等ごみ散乱防止条例が平成8年に設置されております。しかし、これには罰則規定がありません。他の自治体でも、例えばたばこのポイ捨て禁止条例がありますが、罰則がないので、一向に効果が上がらないという話をよく聞きます。

そこで、弥富市において罰則を設けてはどうかと思います。他の自治体の例ですが、日光市、札幌市、千葉市、さいたま市、川崎市、多くの自治体で大体2万円から3万円の罰金を設けております。これらの過料を科すことで、これが抑止力となって不法投棄が減少すれば、先ほどの説明にもありましたように、処理費用約600万円の費用が減ってくるわけでありませう。罰金は重過ぎるというような考えであれば、例えばポイ捨てした人、不法投棄した人の氏名の公表とか、各種講習会に出席の義務、そういった方法もとれます。

そこで、今申し上げました罰金ですね。ちょっと資料がありますのでお見せしますが、5万円の都市はほとんど兵庫県なんですね、三田市、それから明石市。3万円のところが加古川市、西脇市、2万円のところが神戸市、姫路市というふうになっております。

罰則を盛り込むことはより一層の抑止力を高める効果があると思いますが、この件に関しまして、市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

平成8年に防止条例という形で、空き缶等、あるいはごみの散乱の防止条例ができたわけでございます。それから時代も大きく流れているかなというふうに思うわけでございます。

弥富市は、御承知のように名古屋に非常に近い、あるいは非常に高速道路等の東西に走る道路網が発達しているというような状況で、その中間地点というような中でごみが捨てやすい環境もあろうかなというふうに思っているわけでございます。

先ほども話をしましたけれども、特に私ども弥富市全体の中では栄南学区の鍋田地区が非常にごみの散乱が多いというふうに思っております。

まず一つ、現状の問題について、改善すべきところは改善をしていきたいというふうに思っております。

一つは、シルバーさんの回収ポイントをさらにふやしていったらどうかということが1点でございます。

もう一つは、監視カメラが今2台あるわけでございますけれども、さらにそれを増設していくということも考えていきたいというふうに思っております。

しかし、カメラでその原因というか、そういうことがわかれば、それを追跡して行って、その効果がどうかということについては、嚴重注意だけではやはり物足りないだろうというふうにも思います。そうした中での罰則規定というのが当然浮かぶわけでございますけれども、いずれにしてもカメラの設置をもう一度考えていきたい。

そして、草むらに捨てるというような状況が非常に多いかなと思っております。また、先ほど平野議員が参考に述べられました自治体においても、山中に捨てることだとか、あるいは人通りの少ないところに捨てられるという状況が多分多いであろうというふうにも思っております。そういう状況の中において、草むらの草を刈るとか、あるいは、先ほど私言いましたけれども、グリーンシートを張っていくということを計画的にやったらどうかというふうにも思っております。きれいなところにはごみは捨てづらいわけでございますので、そういうような環境整備をしていく必要があると思えます。

罰則規定につきましては、私どもとしても新たな課題という形の中で考えていかなきゃならないというふうに思っております。また、委員会等で協議をしていったらというふうに思っておりますので、そのようなことを考えながら、ごみのポイ捨てを絶滅していかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長もそのように考えていく方向ということで御意見をいただきましたので、そのように聞きたいと思えます。

続きまして、条例の中における市民の定義について質問いたします。

本市のごみ散乱防止条例においては、市民の定義しかありません。他の市町の条例を見ますと「市民等」となっており、市民等とは、本市の区域内に居住し、もしくは滞在し、または本市の区域内を通過する者を言うと言定義づけをしております。これ千葉市ですが、市民等とは本市の区域内に居住し、もしくは滞在し、または本市の区域内を通過する者を言う。それからさいたま市ですが、市民等とは、市内に居住し、もしくは滞在し、通勤し、もしくは通学し、または市内を通過する者を言う、このように「市民等」というふうで定義づけをしております。

先ほどの会話の中にもありましたが、弥富市の住民でなくても、弥富市を通過するだけで

も市民等として定義しなければ意味がないと思いますが、見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

条例第2条の基本となる責務に、何人もごみをみだりに捨てるなどして、ごみを散乱させることのないようにしなければならないとあります。また、愛知県の条例も同じ記載となっており、整合性がとれているのではないかと考えます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） そうしますと、この条例を改正する気はないということで考えてよろしいでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） 今、市長が罰則等ということも考えるということですので、そのときには考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ごみ散乱防止重点区域の指定について質問いたします。

まず市の条例文を読みます。

第12条、ごみ散乱防止重点地域。市長は、特にごみの散乱を防止し、環境の美化を推進する必要があると認める地域をごみ散乱防止重点地域として指定することができる。市長は、重点地域を指定したときは、その旨を公表するものとする。市長は、重点地域内においてごみの散乱を防止するための先導的な事業、その他有効な施策を実施するものとする、というふうに条例の中にうたっています。

ちょっと皆さんのお手元に資料を配付してあると思いますが、これが6カ所に分かれておりますが、今説明しました三稲の堤防道路上とのり面と、そして堤防下に散乱しているごみであります。一番右下にありますのは、操出の地内ですが、畑の横の排水路に絶えず置いてあるごみ、この横には弥富市と蟹江署の連名で「ごみを捨ててはいけない」という立て看板がありますが、挑発的な行為として、いつも捨てられておるという現状であります。

美しいまちづくりを推進することが特に必要であると認められる地域をごみ散乱防止重点区域に指定してはどうかと思いますが、見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員にお答え申し上げます。

ごみの散乱があちこちにあるわけでございます。私どもといたしましては、それを指定して、どのような形で解決していくかということを手順を踏んでいかなきゃならないわけでございますので、いずれにいたしましても、しっかりと検討課題として、いましばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） このごみの問題に関しては、全国どの市町においても頭を悩ます問題であると思います。基本的にはモラルの問題であり、モラルの向上を目指さなくてはなりません。それと同時に、ごみが捨ててあるという現実の問題も解決しなければなりません。私としては、本市においては条例に罰則を設け、ポイ捨てが多い地区をごみ散乱防止重点区域に指定して、罰則規定を盛り込んだ立て看板を立てることによって、抑止力を高め、一方では、ごみ散乱防止推進員の方と地域の住民の皆様が協力して監視に当たることがごみのポイ捨てを減らし、またそのごみの処理費用が軽減されるものと思います。

そして、きれいにしてある場所にはごみは捨てません。今回、私のごみのポイ捨ての問題を取り上げた目的は、美しいまちづくり、そしてきれいに輝く弥富市を目指すものであり、また、そのごみの処理費用を軽減することであることを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は、仮称ではありますが企業立地推進課の設置についてであります。

まずこの質問に入るには、現状における弥富市の財政状況から話さなくてはなりません。

自治体の財政力を判断するには財政力指数というものがあまして、弥富市の場合、平成22年度は1.06、23年度は1.02あった財政力指数も、昨年度は単年度において1.0を切り、0.98となりました。財政力指数とは自治体の財政力の強弱を示す指数であり、1を超えるか、1に近いほど、財政力に余裕があるとされております。また、3年間の平均の値であります。

このように、弥富市においては、近年大変厳しい財政状況の中、弥富市の課題は、築47年を迎え、老朽化した庁舎の改築であります。南海トラフ、あるいは集中豪雨等、災害に対する防災拠点としての機能を十分発揮し、市民の皆様の生命・財産を守るため、本市においては庁舎の改築が喫緊の課題となっております。庁舎建築の財源については、国から有利な条件での融資が受けられる合併推進債を利用し、一日も早く進めるべきであると思っております。

また、この借金を返済する財源を担保する上でも、湾岸地区の開発を進めることが一番肝要であると思いますが、まずこの件に関しまして、市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

今、私どもは湾岸地区における企業誘致という中で、第3バースの整備計画、その背後地における企業誘致ということについても進めさせていただきました。いずれにいたしましても、弥富ふ頭分譲地の28ヘクタールがございませけれども、全て完売をさせていただいて、企業の誘致をできることになったわけでございます。

また、川崎重工さんにおきましてはボーイング787という次世代のジェット機を今つくっ

てみえるわけでございますけれども、その周辺における拡張工事もこれから進んでいくだろうというふうにも聞いているところでございます。

また、バースの問題につきましては、第3バースまで計画的になってきましたので、我々としては、第4バースの新設をお願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、私たちはこの企業等における固定資産税ということについて、これから大きく期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 私も、議員になって以来、一貫して弥富市マスタープランの中において、物づくり産業地として位置づけられた八穂、末広地区の開発を訴えてきました。1年4カ月が経過したわけでありますが、2ヘクタール未満の個別の案件については、確かに南部地区の開発は進んでおります。また、市長も一生懸命やっております。しかし、この色づけされた場所の開発は一向に進んでおりません。どうすれば、この閉塞感を打破できるのかを考えておりましたところ、企業立地推進課の存在を知ることとなりました。

そこで、市長に伺います。

他の市町村において、企業立地推進課、あるいは企業誘致推進課が設置されて、大いに役立っている、こういった事実を御存じでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） それぞれの庁舎内におきまして、企業立地の推進課という形の中で横串、縦串という形の中で職員を張りつけていけば、それは大きな力になるということは認識するところでございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ここに、経済産業省がまとめた企業立地に頑張る市町村事例集があります。この中から、岩手県北上市の事例についてちょっと紹介をさせていただきます。

北上市の伊藤市長は民間出身でありまして、また、うちの服部市長もそうですが、営業経験があるため、率先して企業訪問を行うなど、積極的なトップセールスを行っている市長であります。立地企業に対しては、市長を初め、幹部職員が立地後の操業状態の把握に努め、従業員の住宅や生活環境に至るまで、あらゆる要望について整備した上で、その対応を公表し、市の施策に反映させております。東京、大阪、名古屋では市単独の企業誘致説明会を開き、市長みずからプレゼンテーションを行っております。また、組織としては、庁内全ての部が同じ目線で企業誘致を考えられるようにするため、副市長を長とする全庁的な企業立地推進本部会議を設け、企業誘致戦略を立案するとともに、立地企業の課題、市に求められるものなどについて検討しております。また、商工部には、企業誘致を専門に担当する部隊として企業立地課を設置し、6人の専任スタッフが企業誘致活動や立地企業に対するフォロー

等を行っております。また、工場建設の際にも、設計・建設事業者とともに許認可担当部署を回り、建設にかかわる問題点などがあれば事前に対処し、早期の操業実現に支障を来すことのないよう側面から支援を行っておりますと、この事例集の中で説明をされております。

私としては、市長はもちろん、副市長、そして全ての部課長にぜひこの事例集を一度読んでいただきたいと思っております。

この企業誘致は、各課の垣根を取り払って、全庁的の事業として同じ目線で捉えていくことが大事であると思えます。

今回、この企業立地の質問に当たりまして、近くの稲沢市と多治見市の2カ所でお話を伺ってきました。その中で、多治見市についてお話をさせていただきます。

多治見市は、御承知のように陶磁器のまちであります。名古屋市のベッドタウンとして開けてきており、人口は11万5,000人、また財政力指数は0.8であります。そんな多治見市ですが、バブル崩壊後、地場産業の陶磁器が売れなくなり、衰退してきたところあります。そんなとき、現在の古川市長が就任して、地元の若者が地元で暮らし、地元で仕事ができる、そんなまちにしたいという思いで企業誘致に積極的に取り組んだわけあります。これ、市長の考えですが、企業を誘致するには、まず企業回りのセールスを行わなければならないと。そのときに、担当者が課にも属さない企業立地担当だけの肩書では相手にしてもらえない。とにかく課をつくって、積極的にセールスを行う。そして、三、四人の優秀な人材で十分だということで、当初3人で企業誘致課をスタートさせたそうであります。この多治見市の古川市長さん、非常に個性的な市長さんでありまして、現在、岐阜県の市長会長、東海地方の市長会長を務めてみえまして、うちの服部市長もよく御存じとのことでした。弥富の高級金魚をうちの織部焼の金魚鉢に入れて、売り出したらいいねえと。服部市長に言っというと、こんなようなこともユーモアたっぷりに話してみえました。そんな中で、企業誘致に一番大事なのは、やはり担当する課をつくり、セールスをすることだよ。そして、立地後もフォローをしっかりすること。スピードをもって対応することだと言ってみえました。20分程度の会話でしたが、実に実のある話を伺い、現地も見せていただき、満足して帰ってきました。

これが多治見市が行っております企業立地ガイドです。大変立派なものであります。多治見山吹テクノパーク、これはトヨタ自動車を誘致したと。そして旭ヶ丘テクノパーク、これがアマゾンジャパンを誘致したところですよ。あと、余ったところといいますか、分譲も行っております。このように大変熱心に担当者の方も動いてみえました。多治見旭ヶ丘テクノパーク、本当に立派にやっております。それから多治見山吹テクノパーク、これはトヨタのテストコースも含めた企業誘致であります。

こんな説明をさせていただきましたが、企業立地課の設置について、最後に市長の見解を求めます。

○議長（佐藤高君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 私たちの弥富市の発展は、南部地区、いわゆる西部臨海工業地帯の背後地における扱いというものが非常に大きな役割をするということは、平野議員のみならず十分承知しているところでございます。私たちの発展は南部地域にあると言っても過言ではないというふうに日ごろ思っているわけでございます。

平成21年第1次弥富市総合計画、並びに都市計画マスタープランを作成させていただき、今後10年でどういうまちづくりをしていくかということをご様の前に提案をさせていただきました。そういう状況において、都市計画マスタープランの基本的なゾーンを決めさせていただいてから少しも進展していないことに対して、大いに反省をすべきと私自身思っているところでございます。

かねて、企業庁とお話をさせていただきました。いろんな問題で条件というか、課題があるわけでございますけれども、企業庁の話では、今月の末に、事務レベルの話が終わりましたので、企業庁と一緒に南部の開発につきまして話をするようになっております。企業庁のほうとしても、いい感触はいただいているわけでございますけれども、まだ具体的に決定しているわけではございませんので、この場で話することはできません。

いずれにいたしましても、第一義的には、いわゆる八穂クリーンセンターの西側の開発について協議をすることになっております。また、具体的な項目につきまして回答が出ましたら、皆様方に御報告申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

さらに、いわゆる企業誘致課を作成したらどうかということでございますが、今現在、私どもの職員も大変少ない人員で多くの仕事をこなしているのが現状でございます。私が就任してから、22名の職員の削減をしてきたところでございます。これは、国の指針に基づくものであり、大変厳しい状況でもあるわけでございます。そうした形の中で、企業誘致をつくる上においては、やはり法的な、専門的な分野にたけていないと、それはなかなかできないだろうというふうに思っております。そういう状況の中においては、私、副市長を中心といたしまして、開発部長、そして都市計画課長、あるいは商工観光課長というようなところで構成をし、企業誘致について一生懸命勉強していきたいというふうに思っております。

いずれにしても、2年3カ月ほど前の東日本大震災以後、いわゆる湾岸地区が敬遠されていることは事実でございます。さまざまな南海トラフ大地震というような状況の中で、海岸地区が敬遠されるということはわからんでもないわけでございますけれども、県のほうでは、アジアナンバーワン航空宇宙産業クラスター特区を形成いただきました。弥富市として、積極的にこういう場所を御利用いただきたいという形でPRしていかなくやならないことは事実だと思っておりますので、これからも一生懸命努めさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。



○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 市長のほうからお答えいただきましたが、東日本大震災以来、弥富地区、海拔ゼロメートル、マイナスという地帯へやっぱり企業誘致ということはちょっと敬遠されていることは私も理解しておりますし、また県の企業庁のほうから出されております条件といいますか、4メートルのかさ上げというようなこともちらっと聞いております。なかなか当地域、震災以来、非常に不利な状況になっているということは私も重々理解しておりますし、その中で、担当の部署も一生懸命個別案件の開発、そういったことも進めてみえることも十分理解しております。ただ、やはりマスタープラン10年計画を出した以上、半年がもう過ぎようとしておりますので、スピードアップしてやっていってほしい、こういうふうに思っております。

昨年末に出されました今後5年間の中期財政計画、さらには10年間の財政予想を見て、10年後の弥富市の財政を非常に危惧しておるわけでありまして。弥富市も、企業誘致を進めるため行ってきました奨励金の交付も今年度は3億5,000万円でありまして、26年、27年度は1億8,400万円、28、29年度は4,650万円となります。そして、30年度からはゼロになって、5億7,500万円いただいております固定資産税は奨励金を一銭も出すことなく入ってくるわけでありまして。このように、まいた種が花開くには年月がかかります。10年後の弥富市の財政を考えれば、今積極的に企業誘致を進め、しっかりとした財政基盤を確立することが大事であると思ひ、今回の提案をしたわけでありまして。10年後の弥富市がさらなる発展を遂げていることを期待し、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開は3時10分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時57分 休憩

午後3時10分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に横井昌明議員、お願いします。

○9番（横井昌明君） 9番 横井昌明です。

私は、大きく分けて、弥富市総合計画と弥富市中期財政計画についてお尋ねしたいと思います。

まずは弥富市総合計画の中にある河川について、いろいろお尋ねしたいと思います。

我々の住んでいる北部地域は、土地改良事業、区画整理事業が始まる前は、川を中心に経済活動がなされておりました。荷物を運んだり、稲を収穫したり、行ったもの全てを船で移動しました。もちろん川はきれいで、魚をとったり、泳いだりして、生活の中心にいつも川が

ありました。

弥富市北部地域には、鯛浦川、中地川、市江川等、いろいろな河川が流れております。河川について尋ねたいと思います。

河川については、河川法があり、1級河川、2級河川、準用河川、普通河川があります。1級河川は河川法の第4条、2級河川は河川法の第5条、準用河川は河川法の100条の2第1項に規定され、普通河川は、市町村が条例などで河川範囲を指定する規定になっております。

弥富市に流れている1級、2級、準用河川、普通河川はどの分類に入る河川でしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） 河川についてお答えをさせていただきます。

弥富市北部の河川でございますが、まず1級河川といたしましては木曾川がございます。これは国土交通省が管理しているものでございます。2級河川につきましては、善太川、日光川、そして宝川の孫宝排水機場の下流部、これが2級河川でございまして、愛知県が管理しているところでございます。次に準用河川でございまして、鯛浦川1号、2号、3号と3河川ございまして、これにつきましては弥富市が管理しております。普通河川につきましては、先ほど議員からありましたように、市江川、支川の中地川も含みます。それに鯛浦川、それと宝川の孫宝排水機場の上流部、これが普通河川でございまして、これにつきましては孫宝排水土地改良区が管理しております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 1級河川、2級河川は国・県が管理し、準用河川、普通河川は市及び土地改良区が管理するということですね。どの河川がどのように管理されているかをちょっと確認したかったのでお尋ねしました。

続きまして、河川について、私の住んでいる弥富北部地域の市街化調整区域の下水は農業集落排水、これは荷之上、五之三地区でございまして、及びコミュニティ・プラントは楽荘地区でございまして、下水道整備されていますが、大半の北部地域は下水道整備がなされておりません。下水道が整備されている地域は、汚れの大半を占める家庭の生活雑排水が排水路を通し川に流れております。多くの汚水は自然浄化能力では対応できません。家庭用の生活排水はBOD（生物化学的酸素要求量）が高く、特に食品には栄養塩類の窒素やリンが多く含まれており、それが河川汚濁の原因となっております。

続きまして、質問させていただきます。

弥富市総合計画の基本計画第2章、環境自治体の形成で河川等の水質検査の実施が上がっておりますが、どこの河川の水質検査を実施しているか、また河川の水質結果をどのように

公表しているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

水質検査につきましては、毎年7月の梅雨明け時期に市内の河川や用排水路の14カ所で実施しています。主に宝川水系を中心に実施していますが、他には、筏川、芝井川等で行っています。

検査の結果につきましては、水素イオン濃度やBODが一部環境基準に満たない箇所がありました。主な原因は、家庭からの雑排水であると思われます。対策としては、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及など、家庭からの生活雑排水を適切に処理することが望ましいと思われますが、経費もかかることから計画的に整備していく必要があります。水質検査の結果の公表につきましては、議員から御指摘がありましたので、昨年度の水質検査の結果をホームページに掲載いたしました。今年度につきましても、検査結果をホームページに掲載する予定でございます。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 水質検査については、市内の川、宝川が中心という話でございますけれども、それ以外の川というか、そういうところはやられないんですか。これ、何か基準があるんですか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えします。

基準といいますか、先ほど言いましたように宝川水系が中心でございますが、そのほかに筏川、芝井川ということで大きい河川をやっておりますが、基準というものはございません。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 水質検査も、やっぱり川がどのような状態だということも皆さん知りたいと思いますので、極力もっとたくさんいろんな箇所を検査してほしいと願うものでございます。

では次に、夏になれば、河川の水位が下がり、ヘドロが堆積されたところが多くあります。そういうところにつきましては悪臭が漂っております。ヘドロのしゅんせつは河川の浄化に必要と思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 半田農政課長。

○農政課長（半田安利君） お答えさせていただきます。

先ほど土木課長のほうから河川区分について答弁させていただいたところでございますけれども、河川、排水路のしゅんせつにつきましては、それぞれの管理者と協議していただくこととなります。

なお、鯛浦川、中地川のしゅんせつにつきまして、横井議員が3月の孫宝土地改良区の総代会におきまして要望された折に、出席されておりました愛知県のほうからの説明では、湛水防除事業等の県営事業の中での附帯工事としては可能だが、単独のしゅんせつ工事は難しい。単営事業といたしましても単独のしゅんせつ工事は無いといったような旨のお答えだったと思います。しかしながら、議員が言われますように、夏場の悪臭ですとか、また降雨時に河川の流水が阻害される危険性もありますので、市といたしましても引き続き県に要望していきたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） しゅんせつにつきましては、市街化区域は土木の都市計画費の下水道費でしゅんせつ工事費が計上されております。500万円計上されております。調整区域のほうも今後ともしゅんせつということをお願いしたいと願っております。

では、次に移らせていただきます。

次に、私たち子供のころ、川で泳いだり、魚とりをしておりました。魚もフナ、コイ、ライギョ、ナマズ等、いっぱい川に泳いでいました。現在は、河川には亀、そして、わずかにコイ、フナが見かけられます。一番多いのは亀で、顔の横から首筋にかけて赤いラインがある外来種の亀で、ミシシippアカミミガメ、通称ミドリガメでございますけれども、これがふえ続けております。私は農家ですので、夏になると田んぼへ入ります。そうすると、大きな石を踏みつけたような感触があります。確認するとミドリガメでございます。それほど多く生息しております。

弥富市には水産物の研究を行っている愛知県水産指導所があるので、そこで指導を仰いで、害があるようであれば、何らかの対策が必要だと思われませんが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えいたします。

ミシシippアカミミガメは、特定外来生物被害防止法による規制の対象外ではありますが、既に日本に多く持ち込まれ、生態系に悪い影響を及ぼすおそれのある要注意外来生物に環境省が指定しています。県に問い合わせたところ、対策といたしましては、飼育しているものを遺棄しないよう飼育者への普及啓発をしているとのこと。本市としましても、県と同様に飼育者に広報等により啓発していきたいと考えています。現在のところ、人に危害を加えることがないため駆除までは考えておりません。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今、課長の話ですと、飼育者に放すのをやめてくれという注意書きだけで今やってみえるんでございますけれども、現在すごい数が川におるんですね。多分あれがふえ続けて、またすごい数になると思うんですけども、一応害がないので対策はとらな

ということですね。ちょっと確認の意味でやらせていただきました。

○議長（佐藤高清君） 鈴木環境課長。

○環境課長（鈴木浩二君） お答えします。

今のところということで御理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 多分将来的にはすごい数になると思いますので、その辺の対策を今後とも考えていただきたいと願う次第でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） この外来種のみどりガメは非常に今繁殖が多いわけでございます。過日もある自治会のところへ出向いたときに、その対策はないかというようなことでもございました。横井議員と同じ御質問をされるわけでございますが、基本的には害がないといえども、非常に大きく成長するんですね。そうした意味においては、決して害がないというようなことは、農産物に対しては少ないかもしれませんが、今後は人だとか、そういったことに対しても影響があるかと思っております。一度県の水産試験所等にも相談させていただきまして、どのような方法があるかというようなことについてはまたお聞きしたいなというふうに思っております。

しかし、これはあんまり言わないほうがいいかもしれませんが、このみどりガメというのは、昔、そういった業者の方が販売したいきさつもございますので、我々としては少し痛しかゆしの点もあるということだけはつけ加えさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では、次に移らせていただきたいと思います。

河川汚濁を防止するには、先ほども話ございましたように下水道事業しかございません。市街化調整区域の農村集落排水は、今年度、十四山東部が完成し、弥富市の集落排水受益区域の全域が完了します。しかし、公共下水道工事は、市街化区域、市街化調整区域とも南の地域から始まっております。公共下水道事業は、公共下水（主に市街化区域）と特定環境保全公共下水道（市街化調整区域）があります。公共下水は、市街化区域と調整区域の調整をバランスよく推進されておるということでございます。

また、幹線排水路につきましては、地下数十メートルの直径2メートルの管が埋設されております。弥富には、幹線排水路は1号幹線排水路、これは処理場まで伸びておる真ん中の幹線排水路でございます。7号幹線排水路、これは未整備で、佐古木地区へ行く予定のやつでございます。9号幹線排水路、これは整備中ございまして、五明、海老江へ向かう幹線排水路でございます。これが通っておる北部地域の市街化調整区域には大きな団地が多数あります。市街化調整区域の南部地区もある程度下水の完了の見通しがついてきており、次は

北部地域であると思われます。公共下水道事業を一日も早く実施してほしい。今後、どのような計画で進められるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 三輪下水道課長。

○開発部次長兼下水道課長（三輪眞士君） それでは、横井議員にお答えいたします。

公共下水道事業につきましては、平成15年度から平島、前ヶ須周辺地区、並びに鎌島、操出周辺地区の整備を進め、平成22年3月31日に第1期分の125ヘクタールを供用開始いたしました。

現在の全体計画といたしましては867.4ヘクタールで、認可面積449ヘクタールのうち、平成25年6月末には供用面積が170.7ヘクタールとなります。

議員御質問の北部地区の事業計画でございますけれど、昨年度に荷之上、ポプラ台、西中地、下之割、海老江南の認可の拡大を行いましたので、今年度に、かおるが丘、ポプラ台、栄団地の詳細設計を発注いたしまして、来年度以降工事に着手してまいります。

また、愛知県におきましては、先ほど議員が言われましたように鯛浦地区の日光川下流9号幹線でございますけれど、愛知県におきまして今年度から工事に着手するとお聞きしております。この事業の進捗に合わせて、市といたしましてもイオンタウン付近の整備も進めていく考えでございます。

先ほど議員も言われましたように、最後になります流域下水道幹線の7号幹線でございますけれど、平成27年度当初を目標といたしまして、今、愛知県で事業の計画の変更が進められているところでございます。市といたしましても、同調いたしまして計画を進めていく予定でありますので御理解をお願いします。

また、この下水道事業につきましては、生活環境の改善と公共用水域の保全を図るため整備を進めているところでございますので、供用開始されている区域の皆様方には早期に下水道へ接続いただくことをお願い申し上げて、終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 地域の河川がきれいになって、昔のように川で魚をとったり、遊んだり、蛍が飛び交うような地域にしたいと願うものであります。

続きまして、総合計画の道路整備についてお尋ねしたいと思います。

道路整備は、市民生活やあらゆる社会経済活動を支える最も基本的な資本整備であります。どこの都市、どこの市町村でも道路が整備され、地域が発展してまいりました。弥富市内でも平島地域が発展したように、道路の整備がされてこそその地域が繁栄すると思っております。

では、質問させていただきます。

総合計画の実施計画に上がっている南北に広がる弥富地域の生産から集・出荷までの一貫

した広域営農団地農道整備事業の北部地域の道路計画についてお尋ねしたいと思います。

現在この道路は東名阪高速道路の北の愛西市まで開通しております。この道路計画は何年より実施し、道路幅員、どのような地域を計画されているか、お尋ねしたいと思います。

また、この広域農道に進入するためにどうしても必要な街路、弥生通線の一部でございますけれども、155号の西中地の交差点から北へ、名阪の側道までの区間でございます。この間も交通量も非常に多く、歩道がないので大変危険であります。ですので、この整備も同時にさせていただくよう御質問したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、横井議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、愛知県が施行しております広域営農団地農道整備事業、尾張西南部地区でございますが、平成5年に着手し、法手続では、愛西市川北より飛島村新政成までの延長約28.6キロメートルが全体計画として行われております。そのうち約13.8キロメートルが本地区での施行区間となっております。道路幅員につきましては約11メートル、総事業費117億円の事業でございます。

弥富市内において計画施工延長約5.6キロメートル、供用済みの延長約4.8キロメートル、進捗率約86%で、JR横断から愛西市接続までの区間が未採択となっております。

また、議員御質問の、どのような地域が計画されているかということでございますが、愛知県と弥富市において複数の路線案の検討をしております。昨年度よりこのうちの一つの案であります西中地町の新平から五右を通ります排水路に沿った路線にて地元調整を行っております。また、この案の路線上には、五右工区の圃場整備の課題がございます。地元の諸事情もございますが、路線確定に至っておりません。引き続き調整を図り、今後の方針を決めていただきまして、進めていきたいというふうに考えております。

また、弥生通線の整備につきましては、広域農道の整備に合わせて進めたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げますけれども、いずれにいたしましても農免道路、そして弥生通線の整備でございますけれども、今、弥生通線の整備につきましては、いわゆる155号への進入道路という状況の中で、非常に交通量が多くなってきたなというふうに思っております。議員御指摘のように歩道もないものですから、大変すりかわるのも厳しい状況であることは私も理解をしているところでございます。地域の皆様の利便性、あるいは安全ということを確認する上においても必要だろうというふうに思っております。

今、担当部長のほうからは、広域農道の整備に合わせてということをおっしゃっておりますけれども、少し早めていかなきゃならないだろうというふうにも思っております。

来年度、その道路における測量等が実施できればというふうに思っておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） では次に、白鳥地区、これ十四山地区も含めてでございますけれども、出前講座の開発部長の説明で、白鳥学区の住民が待ち望んでいる弥富名古屋線が実施されるように私は聞こえました。耳が悪いかどうかわからんですけど聞こえました。弥富名古屋線の事業中間区間、これ市江川でございますけれども、かかる道路工事はいつ実施されるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

御質問の弥富名古屋線につきましては、海部土地改良会館から県道子宝愛西線までの約450メートル区間ではありますが、県道予定地は軟弱地盤であり、県道の築造に伴い鉄道敷地の沈下が心配されておるところでございます。また、沈下量を最小限に抑える工法の選定や、近接工事になる関係上、現在、愛知県とJRとの協議が進められております。

今後は、一部の未改修部分の用地取得を進めるとともに、JRとの協議が調えば市江川の橋梁工事を進めていく計画でございます。

地域住民の利便性の向上が図れるよう、主要幹線道路でありますので、引き続き本路線の事業促進を要望してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今話を聞きますと、JRとの協議が調い次第と。大変時間がかかると思いますので、極力早くやっていただくように、緊急車両がとにかく市江のほうへ入るのにぐるっと回っていかなきゃいけませんもんで、それだけでも大分違うと思います。ですので、なるべくなら早く実施していただけるよう、県のほうへも要望していただきたいと思えます。

では次に、日光川西線、要するにこの前の道ですね。日光川西線と十四山名古屋線、名古屋から来ておる競馬場の前の通りの接続点の進捗状況についてお聞かせ願いたいと思えます。

これは、旧弥富町と旧十四山村の中央の道路をつなげることで、本当に合併するときの懸案事項でございました。旧弥富町と旧十四山村の合併のシンボルとして、この10年以内、もうあと3年か4年しかないんでございますけれども、通行できるように急いでもらいたいが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） お答えさせていただきます。

御質問は鍋平4丁目から六條町のところだと思いますけれども、現在、210メートルの区



間については、議員指摘のように愛知県に合併支援として事業着手をしていただいております。平成21年度に一部用地取得がなされております。昨年度より国庫補助事業に切りかえて、関係地権者と用地交渉を行っております。物件補償及び用地取得の進捗を図るとともに、管渠を含めた詳細設計等を進めていく計画でございます。

また、議員御質問の合併10年以内に通行ができるようにでございますが、これにつきましては、完成については未確定ではございますが、当路線の整備により広域交流機能が一層強化されますように、愛知県と協力して早期完了を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 道路整備も弥富市の発展に必須なものでございます。また、市民も待ち望んでおりますので、早く実現の努力をしていただくようお願いしたいと思います。

次に移らせていただきます。

次に、弥富市中・長期財政計画についてお尋ねしたいと思います。

弥富市は、地方分権時代にふさわしい自立したまちを創造、経営していくために、さらなる行政改革を推進する必要があります。

今年度に入ってから、弥富市中・長期財政計画と弥富市総合計画実施計画がともに発表されました。これは、今後の弥富市の将来を見る大変重要な計画であります。

まず、財政計画の歳入について見てみます。

長期計画（平成25年から平成34年まで）の歳入を見てみますと、歳入の根幹である市税を73億5,000万で固定し、次に地方交付税は、十四山、弥富の合併前の交付算定を基礎に10年間交付されております。また、28年以降、地方交付税の合併算定がえが徐々に減り、平成33年でなくなる計画でございます。市債については、起債対象事業が減りますので、市債は減らした計画であります。例えば市税は平成23年度決算で75億2,700万ございました。25年度予算で74億8,900万であります。

最初にお尋ねしたいと思います。

平成24年度出納閉鎖が5月で終わりましたが、平成24年度の税収はどれくらいあったのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○税務課長（伊藤好彦君） 横井議員の御質問にお答えをいたします。

平成24年度の税収はどのくらいかとの御質問でございますが、市税の歳入につきましては、現年課税分が73億8,691万円、滞納繰り越し分が1億85万9,000円でございます。合計で74億8,776万9,000円ございました。

なお、先ほども議員がおっしゃられましたように、平成23年度は現年課税分が74億3,480

万7,000円、滞納繰り越し分が9,247万6,000円で、合計金額が75億2,728万3,000円でございます。前年比といたしましては、合計金額でマイナスの3,951万4,000円、率といたしましては、マイナス0.52%でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 今年度の税収も、昨年、一昨年の税収も75億前後の税収があると思われます。中期計画と今後の税収に多少のずれが生じておると思います。

次に、歳出について見させていただきます。

歳出は、大きく分けて3つに分けられます。最初に義務的経費、これは自治体がどうしても支払わなくてはならない義務的なもので、職員の給与等、市の借入金の市債等、扶助費等がございます。次に投資的経費、これは主に公共事業でございます。3つ目はその他の経費で、維持費、補助金、繰出金等でございます。

この3つの分野で構成されているが、義務的経費の扶助費や公債費では、今後歳出がふえる傾向で計画されております。それらの経費につきましては、補助金の見直しを掲げているにしては、企業立地指定交付奨励金、これは5カ年ですけれども、3年間全額と、あと2年間半分でございますけれども、23年度は3億6,900万ございました。一応計画では、この分だけ減らして、私はもっと補助金の減額を計画すべきであると思います。歳出で一番しわ寄せがあるのは投資的経費で、平成29年度以降7億6,800万の固定の金額で推移されております。これらの予算を財政計画の基本どおり進むと、道路や水路の社会整備資本が進まなくなり、住民のニーズに応え切れなくなります。これを計画どおり進めば、極端に言えば公共投資は下水道事業しかございません。私も過去に財政を経験してまいりましたが、財政の基本は、収支では赤字計上はできません。財政当局は、歳出を減らし、歳入の留保財源を多く保持するということを願って行っている計画だと思えます。

では次に、市の中・長期財政計画の起債の取り組みについて、お尋ねしたいと思います。

23年度決算を見ると、市税の未収金が5億700万ございました。国保税の未収金が4億3,500万あります。現在の滞納金は幾らでしょうか。徴収方法はどうかと尋ねますと、多分広域連合の徴収委託の回答が出るとは思いますが、市としても何らかの滞納に対する必要があると思うが、どうでしょうか。

一例を挙げるとすれば、例えば額は少ないかわからんですけれども、職員が滞納整理を行うとかというような方法で職員も努力すべきであると思うんですが、どうでしょうか。お尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山守収納課長。

○収納課長（山守 修君） 御質問にお答えいたします。

24年度決算見込みでの御説明になりますが、初めに市税から説明させていただきます。

24年度課税分の未収入金は8,431万3,000円で、24年度課税額の1%強に当たります。滞納繰り越し分の徴収実績は、先ほども税務課長のほうが説明いたしましたが、1億85万9,000円でありまして、25年度に繰り越される未収入金は3億8,871万2,000円になり、前年度を1億1,904万3,000円下回る予定であります。

続きまして、国民健康保険税でございますが、24年度課税分の未収入金は8,083万5,000円で、24年度課税額の約7%強に当たります。滞納繰り越し分の徴収実績は1億157万5,000円であり、25年度に繰り越される未収入金は3億9,133万4,000円になり、前年度を4,389万円ほど下回る予定でございます。

次に、未収金対策についてでございますが、納税しやすい環境づくりとしまして、24年度より国民健康保険税と軽自動車税のコンビニエンスストアの納税を実施し、26年度から固定資産税と市・県民税——こちらのほうにつきましては普通徴収でございますが——の2税の追加を予定しております。30万円を超える税額を除き、365日24時間納税できる環境づくりを進めていきたいと思っております。

次に、徴収の強化としましては、23年度より県と市町村で組織します西尾張地方税滞納整理機構に参加し、年間約100件の事案の滞納整理を依頼して、顕著な実績を上げております。今年度も引き続き機構のほうへの参加を行っております。

また、24年度より徴収員1名を配属し、主に現年度、前年度未納者宅への臨戸徴収や催告を行っており、今年度も同様な対応を進めております。また、今年度からは、徴収グループの職員1名の増員がなされております。

以上のように、組織や人員の強化による徴収の強化を行っております。

なお、職員による滞納整理についてでございますが、実績としまして、近年においては、収納課や課税担当課職員によりまして一斉滞納整理を年1回実施しておるところでございます。今年度も引き続き実施を予定しておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 滞納については、今後ともいろいろ努力をしていただきたいと思う次第でございます。

では次に、保育料の見直しが上がっているが、これは今年度の施政方針でも掲載されておりますが、現在の社会状況からすると難しいのではないかと私は思います。実施するとすれば、いつから実施されるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 横井議員にお答え申し上げます。

保育料の改正問題についてということでございます。私は、3月議会でもお話をさせてい

いただきました。現政府・与党の基本的なマニフェストの中で打ち出されているわけですが、3歳児から5歳児までの全ての保育所、保育園、あるいは幼稚園、あるいは認定こども園に通う幼児教育費の無償化をマニフェストとして出されたわけでございます。御承知のように今月の6日、一定の方向が示されました。来年度につきましては、幼稚園の5歳児にその対象を求め、第1子が小学校3年生以下であれば、第3子以降の園児は無償、そして第2子は半額という形で一定の方向が定められたわけでございます。保育所が入っておりません。認定こども園の子供が入っておりません。こういう状況の中で、私は少し憤りも感じているところでございます。やはりマニフェストはマニフェストで、なかなか実行できないというのが一つの考え方として受けとめざるを得ない一端だろうというふうにも思っております。

仮に3歳から5歳までの全ての保育所に通う子供たち、あるいは幼稚園に通う子供たち、認定こども園等に通う子供たちを全て無償化にした場合には7,900億円という莫大な財源が要ったわけでございます。そうした状況がいとも早くこのような形で方向づけされたということについては、先ほども申し上げましたように少し遺憾に思うところでございます。

しかし、保育所の保育料の問題につきましては、弥富市は17年間改正をしておりません。これは重ね重ね皆さんにもお答えさせていただいておるところでございます。

今後、政府がこの保育所等における幼児の教育費ということに対して、どのように考えてくれるかということについて、まだ一定の時間がございます。ということは、来年の保育料の問題につきましては、この秋までに決めなければなりませんので、もう少し精査しますけれども、大変厳しい問題になるというふうに思っております。

しかし、一方、社会保障・税一体改革の中で、消費税増税という考えがあるわけですが、今の方向でいきますと、来年4月から現在の消費税5%から8%ということでございます。3%分の上積みに対しては、全て社会保障費。現在では医療、介護、福祉、そして子育て支援という問題が入っております。私は、この秋ぐらいには、そういった方向も含めて、この子育て支援に対する考え方も出てくるのではないかなあというふうに思っております。いずれにしてももう少し時間をいただき、改正等につきましては注視していきたいというふうに思っておりますので、今回はこういう答弁にさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 続きまして、収入の中に普通財産の売却が上がってないんでございますけれども、これはどういうことか、ちょっと教えてほしいと思います。

○議長（佐藤高清君） 村瀬総務課長。

○総務部次長兼総務課長（村瀬美樹君） 普通財産の売却予算計上について答弁をさせていた

だきます。

普通財産の売却につきましては、平成25年度の歳出に売却に必要な予算を計上しております。売却への調整が整いましたら公表をまいります。

なお、歳入につきましては、鑑定がとってございませんので、予算の計上はしてございません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 課長、ちょっと勘違いしてみえるかもわからん。財政計画に上がっていないのはなぜかということで尋ねたんです。済みません、よろしくお願いします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 財政計画におきましては、長期的なスパンで計画を立てるものでございまして、例えば2年後、3年後にどのような土地を売るとかどうかにつきましては、そこまでのものまではちょっと確定値として上げるわけにはいきませんので、そういった意味で上げてないということでございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 普通財産の売却についても今後努力されるということで、よろしくお願いしたいと思います。

次に、歳出についてお尋ねしたいと思います。

補助金の見直しの終期設定、統廃合はいつから進められるのか。補助金の終期とは、統廃合とは、具体的な例を挙げ、いつから実施予定なのかということで質問したいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 補助金等の見直しにつきましては、補助金等の見直しに関する指針というものを策定いたしまして、見直しの視点や方向性を示したところでございます。

その中で、終期の設定につきましては、補助金について、補助期間は3年を限度とし、その3年の補助期間終了後に補助金の交付の取り扱い、延長するかどうか、これに基づいて、そこでやめるかどうか、そういったものを再度検討するということと、国や県の制度によるものにつきましては、その補助期間の終了をもって終了すること、この2つを上げております。

見直しの基準につきましては、継続、拡充、縮小、統合、改善、廃止の6つの方向性に区分しております。

その中で、縮小につきましては、一つとして、事業の公益性や必要性及び効果性に乏しく、規模を縮小すべきもの。2番として、団体等の決算における繰越金、また剰余金が補助金等の額を超えているもの。3番として、補助率、補助単価が必要以上に大きいものなどございます。

統合につきましては、他に類似の制度があるため、統合することにより事業効果が上がるものでございます。

廃止につきましては、施策の浸透、普及等により、補助目的が達成されているもの。2番として、社会経済情勢の変化に伴い、事業が市の目指す方向性と適合しなくなっており、事業の公益性、必要性及び効果が薄れているもの。3番として、団体等の会計処理及び補助金等の使途が適当でないものなどでございます。

平成24年度におきまして、具体的に商工会の補助金、土地改良区事務費補助金などを見直しましたが、今後、これら以外のどの補助金をどういった方向で見直すかということにつきましては、秋ぐらいを目途に補助金交付団体等との協議を持ちながら検討していく予定でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） ちょっと一つ飛ばしますけれども、時間がないので。民間委託等の推進は、過去にも保育所、図書館等でありましたが、難しかった次第でございます。一体何を民間委託で考えてみえるかという質問をさせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今までにおきまして、いろんな方面で民間委託を推進してまいりました。それで、現時点において、さらにどのようなものを民間に委託するかということでございますが、一例として、図書館に指定管理者制度を導入する。これも検討でございますが、そういうことなども含めて、今後の検討課題というふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） 過去に、平成17年に行政改革を行われました。歳入といたしましては、使用料、公有財産の活用を上げ、行われました。歳出といたしましては、事務事業の見直し、補助金の見直し、施設維持管理の見直し、扶助費の見直し、保育所の統廃合、非常勤特別職の報酬の見直し、改修工事、維持管理費の見直し等で、具体的に改革後の目標金額を設定して行われました。私は、財政運営の取り組みには、何々を計画しております、何々を見直しますとした総論だけでなく、きちっとした計画目標を明示する必要があると思いますが、どうでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 行財政改革の目標年度と目標数値ということでございますが、平成17年度当時につきましては、当初予算の編成の時期と行政改革の実施計画の策定が二つほぼ同時期に進行していたために、行政改革の実施計画の予定年度が17年度で金額の積算可能な項目について、行政改革の実施計画に削減見込み額を記入できたものでございます。

しかしながら、現在進めております弥富市第2次行政改革大綱は、計画期間が平成22年度から平成25年度までと中期に及ぶため、全体としての目標数値や目標削減額といったものは設定することが困難であるため、設定しておりません。

次期の行政改革大綱の策定に当たりましては、平成17年度当時のようには、目標数値を詳細に設定することはできませんが、議員御指摘のとおり数値目標を持つことは必要と考えておりますので、積算可能なものを掲げていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 横井議員。

○9番（横井昌明君） これらの結果を踏まえまして、私の要望、意見を述べさせていただきます。

このような財政計画を市民に発表し、市民に対し理解を求め、市民のニーズに応えられないと財政計画を上げ、財政が厳しいと説明されております。その財政が厳しい最大の原因の一つは、弥富市新庁舎建設の経費であると思います。新庁舎建設が大きな原因であるとするれば、弥富市新庁舎建設の経費をもっと縮小すべき、もっと簡素にすべきと思います。

今後もこの財政計画どおり実施するのであれば、市民と金銭的な、事業的な摩擦もあり、大変難しい財政運営になると思います。将来のことも考え、弥富の子供たちに市債、借金を少しでも減らせるよう、さらなる健全な財政運営を実施し、努力してほしいと願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩して、再開を4時15分といたします。きょうは時間延長のほう、御協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長します。

また、三宮議員の質問の参考資料の配付を認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

それでは、会議を開きます。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 5番 三宮でございます。通告に基づきまして、2つの点について質問させていただきます。

お配りさせていただきました資料は2つ目の質問との関係でございますので、そのときに説明しながら使わせていただきます。

まず最初に、弥富市の狹隘道路の整備促進についてお尋ねをいたします。

平成21年から25年度の国の補助対象事業といたしまして時限的な制度がつけられ、人口減少に向かう時代に、国民と行政の財政負担を少なくし、再開発によらない、時間をかけた住宅地の整備手法として大変有効なものであるというふうに私は考えておりますが、実際に私どもの町内から見ても、まだ本当に緒についたところでございますが、市の実際の活用と到達状況について、まず報告いただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

まず最初に、利用状況ということでございますけれども、平成22年4月1日から施行してあります弥富市狭あい道路の拡幅整備に関する要綱に基づきます事前協議の状況として、平成22年度から平成24年度までの3年間の実績を報告させていただきます。

まず、22年度でございますけれども、協議件数としましては28件、そのうち寄附ということで申し出があったのが21件、自主管理、自分で管理すると申し出があったのが7件。23年度、協議件数としましては10件、寄附が4件、自主管理が6件。24年度、協議件数が10件、そのうち寄附が4件、自主管理が6件。合計しますと、3年間で協議件数としましては48件、うち寄附が29件、自主管理が19件となっております。

このうち、先ほど議員おっしゃられましたように、国のほうの社会資本の整備交付金の対象事業ということで、弥富市の場合も23年度からその対象事業ということで補助金をいただいております。23年度におきましては、対象額として608万円、うち2分の1が304万円の国費をいただいております。24年度が676万円の対象額として、国費が338万3,000円。合計しますと、対象額としまして1,284万6,000円、国費として642万3,000円となっております。

次に、到達状況ということでございますけれども、要綱にありますように、市民の理解と協力のもとに、狹隘道路の拡幅整備を促進するというところでございまして、敷地所有者等から事前協議を受け、手続を進めることとなりますので、実際は市が計画を立てまして整備をするような事業というわけにはいきませんので、ここでの到達状況等については申し上げることができないと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ただいまの説明を聞きましたが、まだ本当に緒についたばかり。私の町内でも、24年度、たまたま妻が自治会長をやった関係でこの事業にもかかわらせていただきましたが、なかなか自治会長としても、あるいは実際に事業を申請した方も含めて、よくこの仕組みが理解してなくて、実際に着手してから相談に行ったようなことがあったり、いろんなことがありましたが、それにいたしましても、本当に特に旧弥富町の中には今さら再開発だとかという手法ではとてもできない。そうかといって放置もできない。こういうと



ころが少なくありませんので、ぜひ時間をかけて、先ほど申しあげましたように住民の安全と利便のために行政と市民が協力して進めていくという上で言いますと、しかも、国の補助もあるという、大変ある意味ではありがたい制度でございますので、ぜひ25年度に終わらせずに、県の協力も得ながら、国の制度として存続されることを強く求めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

弥富市が実施しています狭隘道路整備事業につきましては、先ほど言いましたように、愛知県が社会資本整備総合交付金事業としまして計画書を作成し、平成25年度までの事業期間で、弥富市を初め14市町が実施しているものでございます。

平成26年度以降の支援につきましては、愛知県か財務省や国土交通省などへ今年度要望のほうをしているところでございます。

市としましても、まだまだ市街地において狭隘道路が多数存在することから、利便性や防災面からも、市民の皆様に対しまして今後も支援するとともに、国や県に対し、狭隘道路整備事業に対する支援の延長を要望していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） じゃあ、続きまして、関連した問題でお尋ねいたします。

これも旧弥富町によく見られる例でございますが、要するに建築基準法というのはそんなに大きく変わっていないわけでありましたが、若干途中で変更もありましたし、ただ、実際に指導や実施に当たりましてはその時代時代に随分差がありまして、今でも公道に全く設置していないのに建築確認が通って、建っているうちがありまして、建てかえの相談を受けて、調べていただいたら、全然道路になっていないということだとか、それから、入り口のところに石垣のあるうちがあって、そこを崩さないとか一定の道路の基準が確保できないとか、とても今現状でできないようなところも間々見受けられます。先日もお伺いしたら、いろんなそのときの県の方針や当時の町のかかわり方によって、そういうところが間々ある。

私自身もこの間、何軒か実際に建てかえのときにそういう問題があって、当事者の方とも相談しながら申請をして、現在、基本的には5メートル、最低でも4メートル以上の用地の確保などが定められておりますが、実際にはそれに満たないものについても、公道としての道路認定が認められて、建てかえができたとかという事例も、私自身も直接見てきております。

かなり現在はその当時に比べると厳しくなっていて、公道に接続しているとか、中心線から2メートル以上の後退がきちんと守られているとかということが現実確認されなければ、なかなか建たないという状況になっております。

しかし、そういう過程を経てきておりますから、さっきも申し上げましたように、公道に接続していないうちというのも間々ございますが、ちょうどその世帯の世代交代の時期に入っていて、息子さんが帰ってきて、二世帯住宅にしたいということで相談を始めて、調べていただいたら、そういう状況だったということなのですが、従来もいろんな形で救済をされてきたわけでありまして、特にやっぱり時間をかけないと、建っているところを動かすわけですからできないわけで、関係者等が協定をして、一定の条件をクリアすれば、公道認定するなり、早くから他の市町でも全国的に見ると建築協定というのをきちんとその関係者で結んで、建てかえるときには必ず後退するということが担保される条件ができれば、そういうところについては公道認定して、認めていくというようなことも既にされているようでございますが、ぜひ具体的な救済を行っていく。そうしないと、廃屋にしていくのか、それとも、きょうび、分譲住宅クラスでも新たに建てますと建物の固定資産税だけでも15万円前後になるわけでございますので、市の税収にとっても、それから当事者の方々が親と一緒に住むということで、また将来に向けて、少しでも落ちついた暮らしができるようにしていくというようなことでも、双方に大変有効なことでございますので、その辺について、今後、いろんな条件もありますが、可能な限り救済していくという手だてをとることをお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高君） 竹川都市計画課長。

○都市計画課長（竹川 彰君） それでは、お答えします。

まず、建築物を建てる場合の一般的な道路条件について御説明申し上げたいと思います。

建築基準法では、幅員が4メートル以上の公道、すなわち道路法による道路、国道、県道、市道といったものであって、認定を受けていて、事実上通行可能なものが道路という扱いになっております。

また、特定行政庁（弥富市の場合は愛知県）が指定する道路で、建築基準法が適用される以前から、道として使用され、それに沿って建築物が建ち並んでいる、幅員が4メートルよりも狭い道がありますが、これが建築基準法による狭隘道路、いわゆる2項道路といった取り扱いをするものになります。

次に、接道義務ということで、建物を建築する場合、原則として建物の敷地は道路に2メートル以上接するように定められております。建築基準法の改正もたびたび行われておりまして、平成11年までは建築物の周囲に広い空き地があり、そのほか、これと同様の状況にある場合で、安全上支障がないときは建築基準法でいう道路に接していなくてもよいとなっていたため、建築確認申請時において、建築主事はその都度判断するということをしております。

しかし、平成12年に建築基準法が改正されまして、接道について、特定行政庁が交通上、

安全上、防災上及び衛生上、支障がないと認め、建築審査会の同意を得なければならなくな  
ってきております。

今回、議員御指摘の事案につきましては、建築時における申請内容は今の時点で不明でござ  
いまして、道路条件など個々に違っているなど、事案ごとに確認して対応する必要が出て  
きます。

今後、事案ごとに、特定行政庁となります愛知県と相談の上、進め方について協議するこ  
とになりますので、詳細につきましてはお知らせ願えればと考えております。以上でござい  
ます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） ぜひ具体的に当時の資料もそろえて相談をするようにさせますので、  
可能な限り市民の便宜を図る。そしてまた、市もそのことによって、廃屋にしたり、放置さ  
れるようなことがないようにして、しかも税収の増加に貢献してもらうような方向をとって  
いただく努力をしていただきたいと思えます。

次に、かなり以前になりますが、旧弥富町時代に、皆さんの協力でかなり道路を拡幅した。  
そして、分筆をして寄附採納したところもありますし、分筆していないところもあるような  
道路が少なくありません。私有地のままになっていると。結局それは、当時の町の財政対策  
として、1メートル40だか、1メートル50以上の道路については地方交付税の算定の基準に  
算入されると。それから、2メートル50以上の場合は自動車取得税交付税の算定に算入され  
るということありまして、実はそういう道路について、個々の地主たちの同意なしに、区  
長さんたちの申請によって、かなり旧弥富町で全町的に道路認定をしたという経緯がござい  
ます。

そういう中で、最近私が相談を受けておる事例では、寄附するために分筆して道路になっ  
ておるのに、どこで手続がおくれたか、されなかったかということは、昔のことですからよ  
くわからないけれども、ずっと本人も私も気がつかないでいかんけれども、そこの固定  
資産税が請求されて、私は払ってきましたと。それからもう一つは、当然相続も、時間がた  
っていますから受けて、相続税もその評価に応じた支払いをしてきておると。こうい  
うようなところがあったり、あるいは、公道認定されているけれども、私有地のままで放置  
されているところが少なくありませんので、これは可能な限り速やかに解決していくのが市  
の責任だというふうに思いますが、そこで、以前、無償で提供した人と、それからそのまま  
にして今日まで来た人との間では、そういう方は最近なくなりましたが、結構私らは寄附し  
たのに、あいつは寄附しとらんで、絶対にそこに対して、例えば補助金を出すとか、そんな  
ことをしたら、ほかのことは一切協力せんとかというふうにおっしゃられる方もありますが、  
相当時間が経過しておると、この問題をきちんと解決するという手だてがとられなかった

こともありまして、先ほど申し上げましたように、私有地のままになっておるところは固定資産税も払う、それから相続税も払うというような経緯もございますので、こうした問題の解決のためにも、狹隘道路の整備の手法と同じような方法も活用しながら、一日も早く公道認定しているところにつきましては、そういう未整備の問題ですね。要するに区長さんの申請でやったという経緯もありますので、御本人たちもそういうことで相談を受ければということもあるんですが、町全体の方針として当時やられたというふうに私もたしか聞いておりましたので、ぜひこの問題についても合理的な解決の方法を探っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 橋村土木課長。

○土木課長（橋村正則君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

その事案の過去の経緯などを調査させていただきまして、個別に部内で協議をしてみたいと考えます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） そういういきさつでそのままになっていることをいつまでも放置していくというのは、私は行政の側にもかなり責任のあることだと思いますので、早期に問題解決に向けて、大変な仕事が重なっておる中で、また新しい仕事がふえるわけではありますが、ぜひ基本的に解決するという方向性を持ちながら、この問題についても取り組んでいただきたいということを強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

今お手元に配付させていただきました資料を使いながら質問させていただきますので、まず私の手書きでちょっと読みづらいと思うんですが、2013年6月、日本共産党弥富市議団、弥富市の予算と決算の状況という手書きの分と、一部中期財政計画をちょっと私なりにいろんな問題を整理するために順序を変えたりしたところもございますが、並べてありますもので、きょうはこれを中心にしながら、あとのものは参考資料として使いながら、その都度説明をさせていただきながら使わせていただきますので、よろしく願いいたします。

この質問は、市の財政状況の共通の理解と市民本位の運営についてというテーマになると思いますが、まず、去年の12月議会、ことしの賀詞交歓会、3月議会、こういうところで中期財政計画や弥富市の財政が25年度から不足が発生するという形で資料が配付をされたり、説明がされたりしましたし、また先ほど来も少し議論がされましたが、都市計画税を、これは合併による上乗せ交付分が6億数千万円、一定の年限が来ればなくなっていくということで、本当に大変だという認識も持たれて、その対策を立てなければならないということと、いろんなことが錯綜して説明されておりますが、やはり私は、今の財政の実際の状態が、残念ですが、市の財政当局と市長や幹部の皆さんの間でも、あるいはまた私たち議会との間でも、市民の皆さんとの間でも、なるほどというような形できちんと腹に落ちるような合意が

できていないところにまず一番問題があって、3月の議会ではなかなかその辺が私としても明らかにし切れなかったこともありまして、ぜひここは何としても可能な限り努力をして、要するに事実について共通の理解をまずすることが大事だと思って、やってみました。

それは、一番表の表を見ていただくと、単年度ごとではいろいろ差が出てきますので、既に決算が終わっております合併後の18年から23年度の当初予算と決算、平均をして、その差額を出したのが一番左側の部分です。その次に、決算が終わっております直近の23年度分はどうだったかということを示したものであります。

24年度につきましては、当初予算と決算見込みで、これは補正予算で出されたものがありますが、税収のところだけは、4月30日付で既に月例監査報告で議会にも公開されている税収の、先ほどもお話がありましたが、少しそれより少ない4月30日現在の税収を入れてありまして、ここは補正予算では73億4,600万となっております、24年度の税収だけで見ましても、当初予算に比べて3億200万円ほど、その時点でも差があります。

まず、この18年から23年の平均のところを見ていただくと全体の流れがよくわかると思いますが、一番上の二重丸してあります市税のところ、当初予算68億9,000万に対して、決算額は72億1,500万、3億2,500万、4.7%の、当初予算では税収は実際の収入より少なく予算を組んでおります。

それから、その下のほうの手書きの小計というところ、ここまでは、税金や国からの交付金、そして地方交付税、それから地方債のうちの財源対策債でリンクしているものでございますので、ここの収入をきちんと押さえるということが一番基礎的な収入になりますから、やはり市の財政当局にとっても、それから事業をしていく上でも一番根幹になるわけですが、ここが、当初予算が91億9,600万に対して、決算は96億4,500万で、4億4,900万、4.9%の差がございます。

そして、歳出のほうで見ますと、今、横井議員の質問の中でもありましたように、義務的経費だとか、その他の経費だとか、普通建設事業だとか、投資的経費と言われるところにつきましては、さきの議会のときにもここがかなり違っておるのではないかとということで私も問題にしたことがあります、どうも予算書に書いてある費目の載せ方と、ここの載せ方にはかなり差があって、なかなか忙しいときにこういう作業をするものですから、違っておって、ここのところだけではとても説明がし切れないということで、もっと落ちついて整理できるような状態にならないと、ここのところでの議論はしていただいてもなかなかいかんということで、財政当局でお話をしましたら、やはり不用額が、不用額というのは一番下の米印してあるところね。最終3月の補正予算で組んだ予算の中で、なおかつ使わずに残されたお金ですね。これが6年間の平均で4億3,900万あったということでございますので、この4億3,900万と、それから収入のほうで入ったお金との合計で、実際には繰越金はこの歳入

歳出の合計のところの7億3,800万、歳入の総額と歳出の総額を差し引くと、これは実質的な収支なんですけど、7億3,800万を翌年に繰り越しております。

さらに、今言った収入のほうで4.9%も少なく見積もっているのに対して、帳尻を合わせるために、わざわざ一般会計からの繰り入れは全部抜きまして、基金積立金も取り崩したもののだけに私のほうで勝手に変えたわけでありまして、これで見ますと、6年間の平均で8億7,500万取り崩すというふうにしておったんですが、実際には2億4,200万しか使わなくて、6億3,300万、72%が必要なかったと。このことにつきましては、さきの3月議会のときにも、通常は財政調整基金は調整のために使うけれども、使わないお金としてあることもあって、ここが多く残るようになっておるといんですが、24年度につきましても3億9,600万については財政調整基金で使わずに残るといふような仕組みになっておって、非常に多額の繰入金だとか、それから、繰越金はさっき、これは平均ですからあれなんですけど、予算は3億円ですが、実際には平均6億7,000万で、3億7,300万来ると。

これは、予算を組むときに、中日新聞なんかにも載りますが、弥富は税収のほかに、預金の取り崩しが非常に多いということで、一般の市民の皆さんの中には、財政に余り詳しくない職員の方からも、こんなに毎年積立金を取り崩しておって、うちの財政は大丈夫かなんていう話も私たちが聞いたことがありますけど、そういうような仕組みになっておまして、実際に、基本的な収入で4億4,900万当初予算で少なく組む。そして、最終見込みでも4億3,900万の、予算に組んであるけれども使わないお金を出すというふうなことが、うちの合併後の23年度までの決算のあり方なんです。

そうすると、ここで一つ質問なんですけど、その年の事業というのは、その年の収入でまずどれだけ充当されておるかということをはっきりさせることが、市民の皆さんに対しても、議会に対しても、それから当然市の職員全体についても、どういう状況の中でうちの事業がやられておるかということを理解していただく上で大事なことでありますので、やっぱりこういう基本的な収入については、可能な限り当初予算に組む。そして、不用額についても、歳入歳出同額のやり方ですが、出すなというか、極端に少なくせよなんていうことは事業がしにくいわけでありまして、かなり大きく前年度繰越金を3億と組んで、実際には平均6億7,300万になるような状態ということと、さっきの使わない繰入金を大幅に入れるという予算の組み方は私は改めるべきだと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝君） 予算の編成の方法でございますが、何か大きなプロジェクトをやるときに、それまでその目的を持ってためた貯金を取り崩すというのは、そのためにためた貯金でございますので、そういったものはやむを得ないというふうにございます。

それで、それ以外に、最終的に財政調整基金の繰入金を予算に計上しながら、結果的に繰り入れないというようなことのご状況でございますが、私ども、今までの編成の仕方、これは財政計画のほうでもあらわれていますが、要は財政調整基金繰入金と繰越金を足して、これ大体6億から6億5,000万の範囲内というふうに今捉えておりますが、その範囲内なら最終的に財政調整基金は取り崩さなくてもいいという形で考えていまして、その割り振りを財政調整基金繰入金を3億円、繰越金を、ことしの予算ですと3億5,000万という捉え方でやっております。

ただ、それだけ見ておると、毎年毎年財政調整基金から繰り入れていくという形に計画上見えますので、そうしたら、いずれ財政調整基金がなくなってしまうんじゃないかというふうな捉え方もできます。したがって、その2つ、財政調整基金と繰越金の合計額は6億から6億5,000万の範囲内で、それ以上ふやすと、最終的に財政調整基金を繰り入れてしまう結果になりますので、その上限額は守りつつ、この2つの割合ですね。財政調整基金と繰越金の割合を、極端な言い方をしますと、財政調整基金、繰入金ゼロ、残り6億か6億5,000万を繰越金という組み方も一つの方法であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 私が一番ここで強調したいのは、そういう組み方の問題もありますが、基本的な収入ですね。よく皆さんも言われるんですが、税収と、それから国からの交付金や地方交付税ね。リンクしておるものだと。そういうふうに見ますと、この6年間のその部分の予算は91億9,600万、決算は96億4,500万、差額は4億4,900万なんですが、ここが23年度も3億6,900万。本来は、可能な限り近いものに計上すれば、あるいはまた多少の差が出るにしたって、4億だとか3億台の後半というのはやっぱり多過ぎますよね。ここをきちんと当初予算に計上する仕組みをつくる。そして、若干の調整は、今の部長が言われた方向でやるということの基本にした予算の組み方にさせていただきたいということをお願いして、ちょっと繰り返しにらんようにするために次へ進みますが、実は弥富市にとって、この18年から23年というのはどういう時代だったかということをやっぴりきちんと見ておくことが、財源不足の問題だとか、いろんな問題を議論する上で非常に大切な問題だと思いますので、少し申し上げたいと思います。

それは、この表の中でいいますと、歳出のほうの真ん中ほどより少し上のところに投資的経費、これは普通建設事業だとか、そういうふうに言われるわけですが、これがうちの決算書から拾い出しますと23億6,100万円、平均で使っております。

2枚目の日本共産党弥富市議団と出してあります右側の一番下のところに、投資的経費、普通建設事業というふうにも言いますが、平成18年から23年度までの各年度と各市の平均、

決算に対してどれぐらいの割合で使ったかということで、弥富市は断トツの一番の17.1%なんですよね。

西尾張9市の平均に比べると、30%弥富は多いんです。それはやっぱり、この間、実際にやってきたことですね。弥富中学校、17年度からかかったわけでありましたが、かなりの部分を18年度で事業を行ったり、日の出小学校も2年間かけて、23年と24年にしたんですが、相当の部分を23年度にやっておりますし、その間に小・中学校のかなりおくらせておりました耐震補強工事をほとんどこの時期に終了させました。さらに、デジタル化だとか、扇風機だとか、この時期の特殊な問題にも随分頑張って、たくさんの事業が実施されましたし、ケーブルテレビだとか、同報無線だとか、それから弥生小学校とやよい児童館の全面改築だとか、こういうことがされて、本当に平時じゃないですよ。今の全国の市町村の財政状況からいうと、こういう支出が連続した時期だったんですね。さすがに24年度は積立金を取り崩すことになりましたが、23年度までは、歳入のところの積立金の取り崩し額が、二重丸してあります繰入金、実際には2億4,200万、平均で取り崩したんですが、下のほうの歳出のその他から上に積立金がありますが、積立金は、当初予算の平均3,500万に比べて、2億6,700万行われまして、結局、この間、これだけの事業をやって、基本的に合併時から23年度までは積立金を一円も減らさずに済んだという、本当に特別な事業をやりながら、こういうことができたというのが弥富市の財政状況であり、また尾張9市の中の弥富市の立場でもございます。

さらにこの時期に、一番下にありますが、工場立地指定企業交付金というのが、この6年間の平均で年平均1億7,400万。そして、23年度は3億6,900万、24年度は3億1,300万、25年度は、新年度予算によりますと3億5,100万というような形で出されながら、なおかつこういうことができます。

これは、要するに合併特例の6億五、六千万のお金が減るということのカバーできるほどの財政的な余力があるということを示すものであると思いますが、その辺の財政当局の見解をまずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、基金の取り崩しがほとんどないという部分でございますが、平成19年度に行いました弥富中学校の建設工事におきましては、土地開発基金から4億7,500万、公共施設整備基金から5億円という形で取り崩しております。

それで、平成24年度の日の出小学校建設工事におきましては、公共施設整備基金、先ほど19年度におきましては、そのときは学校施設整備基金という名前で行いましたが、5億円取り崩しております。平成24年度においては、公共施設整備基金から3億3,634万1,000円という取り崩しを行っております。

あと、例えば弥生保育所の建設工事もございました。これにつきましては、9割充当の合



併推進債を使っておりますので、借金はふえておりますが、現金・預金は使わないような計画で行っていったというようなものでございます。

それと、同報無線の工事につきましては、愛知県の合併の特例交付金を充当しておりますので、そういったもので、一般財源を使わなくてもいい事業が多かったという部分で、普通建設事業の大きさの割には一般財源はそんなに使わなくてもよかったということがございます。

このような18年度から24年度までの状況でございますが、これ、ずっと合併算定がえのメリットを受けておるわけです、毎年毎年。そういったものがございまして、もし合併算定がえというものがなければ、こんな事業はできなかったかわかりませんし、現金・預金の減少もかなり多かったんじゃないかなというふうに捉えています。

現実に、平成24年度の決算見込み、これ確定していませんので、あくまで見込みでございますが、単年度の収支につきましては、確かに24年度から25年度の繰越金がありますが、それにつきましては、前年度の繰越金とほぼ同額ということで、24年度の単年度収支はほとんどプラ・マイ・ゼロだと。若干のプラスはありますが、ほとんどプラ・マイ・ゼロでございます。

それで、単年度収支というのは、あくまでも基金の状況は横へ度外視した歳計現金だけの状況でございますので、基金がどういう状況になったかといったときに、学校に使った基金とか、栄南集会所に使った基金、保育所に使った基金、こういったものが目的を持って取り崩した基金でございますので、これは取り崩すのはやむを得ないというふうに捉えたときにおいても、減債基金の1億7,000万を減少させたという状況です。さらに、財政調整基金も少しばかり減少させたということで、そういった取り崩してもやむを得ない部分を除いたときの実質的な現金・預金の増減は約1億9,000万円ぐらいの赤字になってしまうという決算でございます。

それで、さらに平成24年度は合併算定がえのメリットとして6億6,512万5,000円というメリットがございまして。企業立地交付奨励金で支出した額が3億280万ほどございまして、そういったものを加味すると、もし合併算定がえとか企業立地ということがなかったとしたときにどういった状況になるかということ、平成24年度は約5億5,400万ぐらいの赤字になってしまうという現実の数字がございまして。こういった状況というのは一体何かということ、全てやっぱり今は合併算定がえというメリット、そういったことにもたれた財政運営になっておるとい、決算上ですね。現金・預金の増減だけ捉えるとそういう状況でございますので、こういったものがなくなるときを見据えた中・長期的な計画が必要であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今の部長の説明の中で、私は基金を取り崩しておらんなんて言っておられません。平均で出しておりますから、実際に全部の基金の積立金の取り崩した額は年平均で2億4,200万で、積立金が新たにされたのは年平均で2億6,700万と。ですから、基金については、さっき言われました土地開発基金も、これは積立金ではありませんから、入れたことは私も承知しておりますが、積立金との関係でいうと、取り崩したお金よりも積み立てたお金のほうが多かったというのも事実なんです。だから、いろいろあったことは、平均してありますからこういう結果になっておりますから、一度これは後でじっくり見ていただくといいと思うんですが、問題は、平時じゃない、要するに確かにたくさんの合併の特例もあったし、いろいろあったんですが、これだけの事業を続けてやってきて、こういう運営ができたということ。さらに、平均額でいっても、工場立地の指定企業交付金が平均で1億7,400万、23年度は3億6,900万、24年度は3億1,400万、これは予算ですから、今3億ちょっとだと言われましたが、そういう形で成り立ってきておるといことは、要するに投資的経費というか、普通建設事業の支出が、確かにいろんな補助金もあったこともそうなんです。しかし、一般財源を使わなかったわけでもないし、そういう状況からいうと、工場立地の交付金という形で税金を事実上バックするような仕組みがあった中ですので、平時の財政支出になれば、まさか中期計画の29年度の7億6,800万なんていうことは考えられない額だと思いますが、そんなにばたばたしなくてもいいということと、それから、ちょっと2枚目の資料を見ていただきたいんですが、右側の中段に市税の総収入、それから固定資産税の収入という欄を設けてあります。実は、平成17年度に比べて、20年度は大幅にどこの市町もふえておりますが、これはその間の扶養控除なんかの改正だとか、65歳以上の人に対する老年者控除の廃止だとか、いわゆる庶民増税と、それから国によります税源移譲によりまして、長年の地方の要望によって市税が大幅にふえた時期であります、そういうものが重なって。

ところが、その後、結局景気の後退によって、どの市町も、弥富以外は全部税収を、これ1人当たりですから、弥富はそれでも20年度に比べて1,000円だけふえておりますが、かつて弥富よりも上位にありました犬山市は1万6,000円減収になっておりますし、それから、稲沢市も1万5,000円減収になっておりまして、全部の市町が減収になっておるんですね。うちだけが増収になっております。平成14年度に比べると、弥富市は1人当たり3万2,000円の増収になっておりますし、2番目にふえているのは岩倉市で、1万4,000円の増収になっております。

後の質問の中に持っていきますが、固定資産税が1万8,000円、弥富は平成17年度に比べて1人当たりでふえております。犬山市と一宮市と津島市は減っております。そして、江南市とあま市は変わっておりません。あとは、せいぜいふえても2,000円程度。こういう極端な税収の差が出ていることが、さっき私が申し上げたようなことができた理由であり、他の

市町に比べて公共事業にもたくさん、補助金もありましたが、こういう状況だからできたし、そんなに借金もふやさずに済んでおるということをきちんと見ていただいて、市の財政運営に当たっていただきたいと思いますが、市長、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

議員、いろいろと資料を出していただくわけでございます。過去にも見せていただきました資料も多々あるわけでございます。

今までの私ども弥富市の財政につきましては、ある意味では三宮議員おっしゃるように非常に順調に来たかなあというふうに思っております。これは市民の皆様の大変な御努力ということと同時に、西部臨海工業地帯、あるいは平島の区画整理事業等々で多くの市民の皆様から、固定資産税を中心に増額をしていただいたというような状況でございます。

私たちが平成25年から29年の中期財政計画をお立てしたのは、いわゆる合併に伴う合併算定がえの特例の地方交付税がこれから減額になってくる。あるいはまだまだ、いわゆる西部臨海工業地帯から特別の奨励金を出させておいておるわけでございますが、これがある意味では回収できないというような状況の中で、税収が大変だということを申し上げているわけでございます。

そうした中において、財政の健全化をどう図っていくかということがこれからの大きな課題であろうということで、財政の健全化という形の中で中期財政計画を出させたわけでございます。

さまざまな事業をやっけていかなきゃなりません。社会保障・税一体改革の中でこれから地方自治体においては多少の恩恵もあるかもしれませんが、我々としてはさまざまな事業をこれからもやっけていかなきゃならない。

一方では、先ほども言いました6億円強の税収が、合併算定がえの地方交付税がなくなってくるという非常に大きな問題を抱えておるわけでございます。この点について、皆さんとしっかりと協議をしていきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 余りここで時間をとられたくないもので、最後に一つだけ申し上げておきますが、さっきも申し上げましたように、税収などの、今市長が言われました国からの交付金等も含めた、事業に関係なく基本的に入る収入を、さっきの表でも見ていただきましたように、税収を中心にして6年間の平均が4億4,900万少くなく組み、そして、最終見込みの中で、なおかつ支出を想定しておった。ある程度これは、さっき言ったようにゼロには

できんわけではありますが、それにしても4億3,900万、最終見込みから、なおかつ予算に組んでおいて使わないお金が出る、こういう財政の仕組みというのは、私はやっぱり現年度分の収入をきちんと入れて見ていただくということと同時に、今申し上げましたように、平時にはないさまざまな支出、確かに今部長おっしゃられたような特殊な条件もあつたり、だけど、もう一方でいうと、例えば23年度3億6,900万だとか、24年度、25年度と3億を超える交付金を出していきますが、この中で基本的に回っていくということは、やはり私はきちんと弥富の財政というものがどういう状況か、また他の市町に比べて、今言ったような税収の状況がかなり大きな力になっているということも御理解いただけるとと思いますので、指摘だけして、次に行かせていただきます。

次に、都市計画税の問題でお尋ねをいたします。

3枚目の手書きの表をごらんいただきたいと思います。

これは、平成18年度から23年度までの、一番左側は市税の総額を100万円単位にしたもの。その隣の括弧書きは、国による税源移譲分なんですね。私はちょっと、市民税が減っておるのに、こんなに税源移譲分がふえておるのはどういう理由か調べてほしいなというふうに思っておりますので、これは要望しておきますが、いずれにいたしましても、実はその次の固定資産税ですね。平成18年度に34億2,300万、これは名港管理組合なんかから来ます借地の税金分というか、市町村交付金も含めた、大きい項目、款でいいますと固定資産税になっておる総額であります。34億2,300万が平成23年には43億3,400万というふうにあふえてきております。

それから、市税全体の中で占める割合は、平成18年の53.7%から23年は57.6%というふうには、本当に弥富の税収の相当部分が固定資産税で負担をされているということが御理解いただけるとと思いますが、それで、じゃあ一体どういうことかといいますと、18年度に比べて、19年度以降でふえた固定資産税の総額は、18年度比増加額という真ん中の左側のところに31億7,000万というふうにあります。それに対して、この企業立地でふえた分ですね。これは、隣の企業立地増加分で15億400万と、それから交付金の増加額の1億7,800万を足しますと、企業立地のほうが53%になりますが、これは割方短い時期ですから積み上げですよ。もう一方の総額のほうは、建物や工場なんかの評価額が下がっていきますので、それを全部吸収して、なおかつふえた分ですから、実際には臨海部よりもそれ以外のところの固定資産税がふえなければ、こういう結果にならんということは御理解いただけるとと思いますが、そういうものであります。

これは、実は弥富は都市計画税がなかったということが、市街地の農地の税金が高いことや、相続税が高いこと、そしてまた農業の収入で生活できない。こういう中で、賃貸住宅を経営して税金も払う、それから暮らしも立てるということを特に弥富の多くの皆さんが選択

をされた。市街地に農地を持っている皆さんがされたことと同時に、子育て支援やそういうものによって、平島の区画整理をやっても予定地が完売されていくとか、いろんな条件、便利で子育て支援、それから都市計画税がないということがこういう状況をつくり出しておりますので、この市の土台を支えている税収をつくり出した人たちが、今は人口がふえるよりも、賃貸住宅がふえることなどで非常に苦慮している状態であります。

ここへ都市計画税を課税するというようなことは、ぜひこれは御考慮いただいて、一日も早くこの問題にきちんと市民が安心できるような決着をつけていただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 都市計画税、これは非常に大事な問題でございますので、また時間をかけて、委員会等、あるいは全員協議会等でしっかりと議員の皆様と御審議をいただきたいというふうに思っております。

今までさまざまな形で、中期財政計画、あるいは財政の健全化、あるいはまちづくりという中で話をさせていただきましたけれども、これからもしっかりとしたまちづくりをしていかなきゃならない。そういう状況の中にあって、一方では、税収という状況が大変厳しいということもあるわけでございます。こうした中において、新しいまちづくりをどのような形でしていくか。例えば駅前整備の問題、公共下水道事業の問題、あるいは都市計画道路における街路事業の問題等々、まだまだ私ども弥富市は未整備でございます。大変税収が厳しい状況の中にあって、都市計画税というのは一つの選択肢として私は考えておるわけでございます。今、弥富市、そうした形の市街化の中での目的税という形でかけさせていただくと、総額4億5,000万円でございます。そして、新たなのは、西部臨海工業地帯がいわゆる都市計画税をお願いするとするならば、約1億6,000万あります。昭和59年、60年の当時の議会のほうで御審議いただいた状況とは大いに弥富市が違ってきているということだと思っております。そういうことも含めて、次のまちづくりをするための、いわゆる資金をどう捻出していくかということをしつかりと議会の中で協議をしていきたい。私としては、いつから導入するとか、都市計画税ということに対して、市民の皆様にご理解をさせていただく以前に、これを議案として提案することは考えておりません。そうした形の中でしっかりと協議していきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） もう最後になると思っておりますので、一言、時間がないので申し上げますが、ぜひ十分現在の市民の状況や、それから、この問題がないことが弥富市の固定資産税のこんな増額の大きい要因になっているということも御理解いただくことと、もう一つは、どんどん景気が後退し、年金も減っていくということで、賃貸のオーナーの方だけじゃなく

て、年金暮らしの人にとっても大変厳しい問題になっております。

そういう状況の中で、今、市長がおっしゃられたような形で、ぜひ十分皆さんが理解をして、この問題には対応していくように努力をしていただきたいということと、もう一つは、先ほど那須議員の質問の中で、弥富の福祉は後退させないという立場は変えないということを変更して言明されましたので、その立場を堅持しながら、こうした問題にも対応していただくことを強く求めて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、あす、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時17分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 堀 岡 敏 喜

同 議員 炭 竈 ふく代